# 北秋田市
# ガイドブック

# 北秋田市ガイドブックの発行にあたって

　本年３月22日に鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の４町が合併し、北秋田市が誕生します。

　合併協議会では、地域住民の皆様にご不便をかけぬよう、事前に新市の組織、各種手続きなどについてお知らせすることといたしました。

　「北秋田市ガイドブック」は北秋田市発足時の３月22日時点の内容で編集しておりますので、ご一読のうえ、ご活用ください。

平成17年３月16日

鷹巣阿仁地域合併協議会

北秋田市ガイド

# 目　次


1. 北秋田市管内図 …………………… 2
2. 北秋田市の住所表示 ……………… 4
3. 北秋田市組織図 …………………… 6
4. 北秋田市役所電話番号一覧 …… 7
5. 所掌事務 ……………………………… 8
6. 庁舎配置図 …………………………… 10
7. 合併に伴う変更手続き ………… 16
8. 届出・各種証明 …………………… 22
9. 税について …………………………… 25
10. 国民年金 …………………………… 27
11. 国民健康保険 ……………………… 28
12. 子供のために ……………………… 29
13. 幼稚園・保育園 …………………… 31
14. 福祉・介護・医療 ………………… 32
15. 消防 ………………………………… 35
16. その他の事項について ………… 36
17. 教育・スポーツ …………………… 38
18. 施設名称一覧 ……………………… 41

# 1 北秋田市管内図

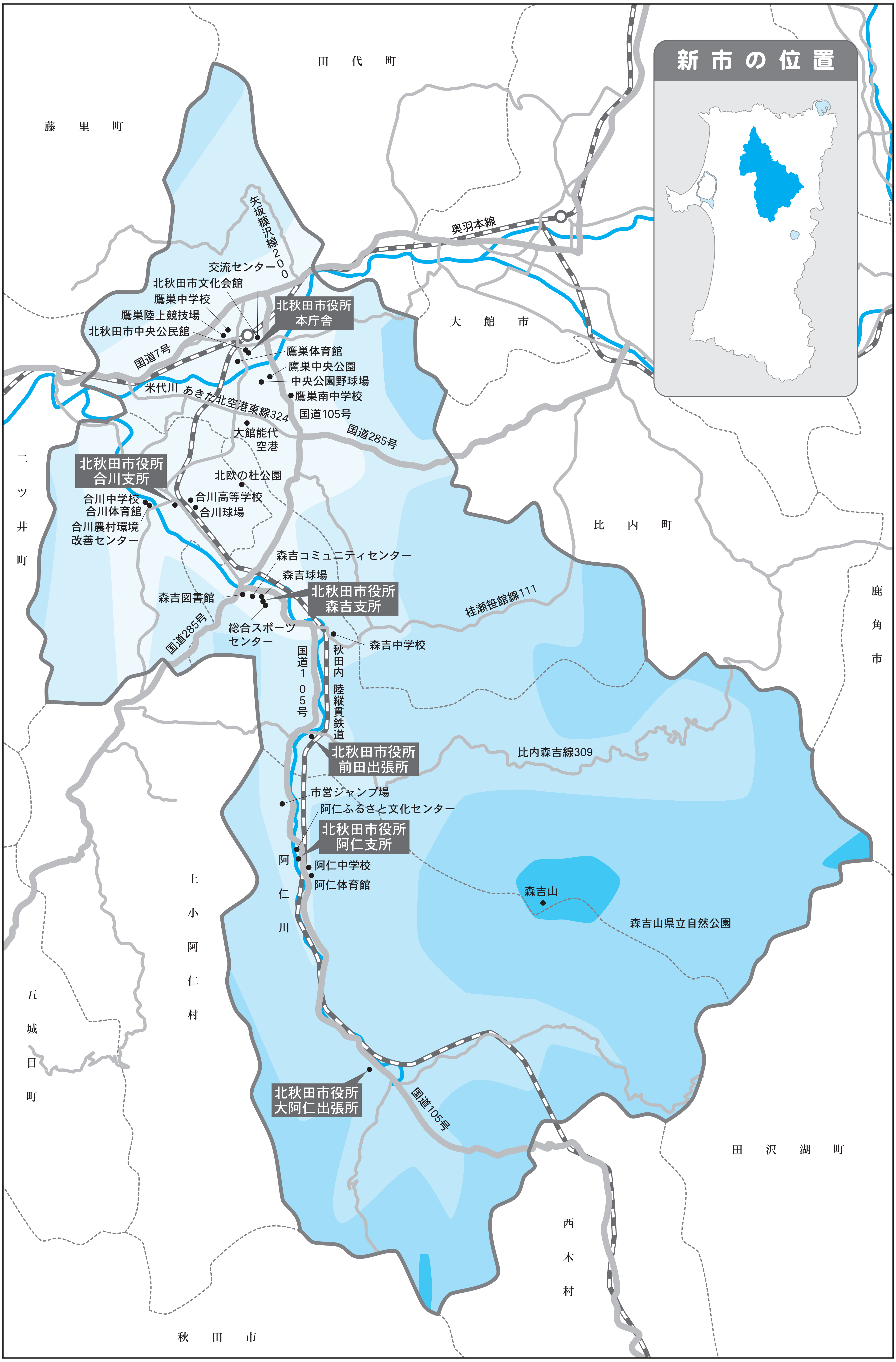
新市の位置
田代町
藤里町
大館市
二ツ井町
比内町
鹿角市
上小阿仁村
五城目町
田沢湖町
西木村
秋田市
矢坂糠沢線200
交流センター
北秋田市文化会館
鷹巣中学校
鷹巣陸上競技場
北秋田市中央公民館
北秋田市役所
本庁舎
奥羽本線
国道7号
鷹巣体育館
鷹巣中央公園
中央公園野球場
鷹巣南中学校
米代川
あきた北空港東線324
国道105号
国道285号
大館能代
空港
北秋田市役所
合川支所
北欧の杜公園
合川中学校
合川体育館
合川農村環境
改善センター
合川高等学校
合川球場
森吉コミュニティセンター
森吉球場
森吉図書館
北秋田市役所
森吉支所
桂瀬笹館線111
国道285号
総合スポーツ
センター
森吉中学校
国道105号
秋田内陸縦貫鉄道
北秋田市役所
前田出張所
比内森吉線309
市営ジャンプ場
阿仁ふるさと文化センター
北秋田市役所
阿仁支所
阿仁川
阿仁中学校
阿仁体育館
森吉山
森吉山県立自然公園
北秋田市役所
大阿仁出張所
国道105号

# 2 北秋田市の住所表示

●旧鷹巣町・旧合川町・旧森吉町の大字の変更はありません。旧阿仁町のみ大字が変更になります。
●小字や地番の変更はありません。
●郵便番号、電話番号は変更ありません。

## 鷹 巣 町

| 今 ま で は | | 17 年 3 月 22 日から | |
|---|---|---|---|
| 北秋田郡鷹巣町 | 今泉 | 北秋田市 | 今泉 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 黒沢 | 北秋田市 | 黒沢 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 小森 | 北秋田市 | 小森 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 栄 | 北秋田市 | 栄 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 鷹巣 | 北秋田市 | 鷹巣 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 綴子 | 北秋田市 | 綴子 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 中屋敷 | 北秋田市 | 中屋敷 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 七日市 | 北秋田市 | 七日市 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 坊沢 | 北秋田市 | 坊沢 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 前山 | 北秋田市 | 前山 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 脇神 | 北秋田市 | 脇神 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 旭町 | 北秋田市 | 旭町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 伊勢町 | 北秋田市 | 伊勢町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 大町 | 北秋田市 | 大町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 材木町 | 北秋田市 | 材木町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 住吉町 | 北秋田市 | 住吉町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 花園町 | 北秋田市 | 花園町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 東横町 | 北秋田市 | 東横町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 松葉町 | 北秋田市 | 松葉町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 宮前町 | 北秋田市 | 宮前町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 元町 | 北秋田市 | 元町 |
| 北秋田郡鷹巣町 | 米代町 | 北秋田市 | 米代町 |

## 合 川 町

| 今 ま で は | | 17 年 3 月 22 日から | |
|---|---|---|---|
| 北秋田郡合川町 | 鎌沢 | 北秋田市 | 鎌沢 |
| 北秋田郡合川町 | 上杉 | 北秋田市 | 上杉 |
| 北秋田郡合川町 | 川井 | 北秋田市 | 川井 |
| 北秋田郡合川町 | 木戸石 | 北秋田市 | 木戸石 |
| 北秋田郡合川町 | 根田 | 北秋田市 | 根田 |
| 北秋田郡合川町 | 下杉 | 北秋田市 | 下杉 |
| 北秋田郡合川町 | 李岱 | 北秋田市 | 李岱 |
| 北秋田郡合川町 | 芹沢 | 北秋田市 | 芹沢 |
| 北秋田郡合川町 | 道城 | 北秋田市 | 道城 |
| 北秋田郡合川町 | 新田目 | 北秋田市 | 新田目 |
| 北秋田郡合川町 | 八幡岱新田 | 北秋田市 | 八幡岱新田 |
| 北秋田郡合川町 | 羽根山 | 北秋田市 | 羽根山 |
| 北秋田郡合川町 | 福田 | 北秋田市 | 福田 |
| 北秋田郡合川町 | 増沢 | 北秋田市 | 増沢 |
| 北秋田郡合川町 | 三木田 | 北秋田市 | 三木田 |
| 北秋田郡合川町 | 三里 | 北秋田市 | 三里 |

## 森吉町

| 今までは | | 17年3月22日から | |
|---|---|---|---|
| 北秋田郡森吉町 | 阿仁前田 | 北秋田市 | 阿仁前田 |
| 北秋田郡森吉町 | 浦田 | 北秋田市 | 浦田 |
| 北秋田郡森吉町 | 桂瀬 | 北秋田市 | 桂瀬 |
| 北秋田郡森吉町 | 小又 | 北秋田市 | 小又 |
| 北秋田郡森吉町 | 五味堀 | 北秋田市 | 五味堀 |
| 北秋田郡森吉町 | 根森田 | 北秋田市 | 根森田 |
| 北秋田郡森吉町 | 本城 | 北秋田市 | 本城 |
| 北秋田郡森吉町 | 森吉 | 北秋田市 | 森吉 |
| 北秋田郡森吉町 | 米内沢 | 北秋田市 | 米内沢 |

## 阿仁町

| 今までは | | 17年3月22日から | |
|---|---|---|---|
| 北秋田郡阿仁町 | 荒瀬 | 北秋田市 | 阿仁荒瀬 |
| 北秋田郡阿仁町 | 荒瀬川櫃畑 | 北秋田市 | 阿仁荒瀬川櫃畑 |
| 北秋田郡阿仁町 | 一ノ又鉱山 | 北秋田市 | 阿仁一ノ又鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 打当 | 北秋田市 | 阿仁打当 |
| 北秋田郡阿仁町 | 笑内 | 北秋田市 | 阿仁笑内 |
| 北秋田郡阿仁町 | 鍵ノ滝 | 北秋田市 | 阿仁鍵ノ滝 |
| 北秋田郡阿仁町 | 萱草 | 北秋田市 | 阿仁萱草 |
| 北秋田郡阿仁町 | 萱草鉱山 | 北秋田市 | 阿仁萱草鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 銀山 | 北秋田市 | 阿仁銀山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 幸屋 | 北秋田市 | 阿仁幸屋 |
| 北秋田郡阿仁町 | 幸屋渡 | 北秋田市 | 阿仁幸屋渡 |
| 北秋田郡阿仁町 | 小様 | 北秋田市 | 阿仁小様 |
| 北秋田郡阿仁町 | 小沢鉱山 | 北秋田市 | 阿仁小沢鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 小渕 | 北秋田市 | 阿仁小渕 |
| 北秋田郡阿仁町 | 三枚鉱山 | 北秋田市 | 阿仁三枚鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 戸鳥内 | 北秋田市 | 阿仁戸鳥内 |
| 北秋田郡阿仁町 | 中村 | 北秋田市 | 阿仁中村 |
| 北秋田郡阿仁町 | 長畑 | 北秋田市 | 阿仁長畑 |
| 北秋田郡阿仁町 | 二ノ又鉱山 | 北秋田市 | 阿仁二ノ又鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 根子 | 北秋田市 | 阿仁根子 |
| 北秋田郡阿仁町 | 比立内 | 北秋田市 | 阿仁比立内 |
| 北秋田郡阿仁町 | 伏影 | 北秋田市 | 阿仁伏影 |
| 北秋田郡阿仁町 | 真木沢鉱山 | 北秋田市 | 阿仁真木沢鉱山 |
| 北秋田郡阿仁町 | 水無 | 北秋田市 | 阿仁水無 |
| 北秋田郡阿仁町 | 吉田 | 北秋田市 | 阿仁吉田 |

### 住所表示変更証明書

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書（無料）を３月22日から、本庁、各支所・出張所で対応しますので、必要な方は申請してください。

# 3 北秋田市組織図

- 市長
  - 助役
    - 企画部
      - 総合政策課
      - 財政課
      - 広報情報課
      - 電算システム課　＊森吉支所内
    - 総務部
      - 総務課
      - 職員課
      - 管財課
      - 税務課
      - 収納課
    - 市民生活部
      - 市民課
      - 保険課
      - 医療推進課
      - 保健センター　＊鷹巣保健センター内
      - 生活環境課
      - 福祉事務所
        - 福祉課
        - 高齢者支援課
    - 産業部
      - 農林課　＊北秋田市分庁舎
      - 商工観光課　＊北秋田市分庁舎
    - 建設部
      - 都市計画課　＊北秋田市分庁舎
      - 道路河川課　＊北秋田市分庁舎
      - 下水道課　＊北秋田市分庁舎
    - 鷹巣支所
      - 市民生活課
      - 産業課　＊北秋田市分庁舎
      - 建設課　＊北秋田市分庁舎
    - 合川支所
    - 森吉支所
      - 前田出張所
    - 阿仁支所
      - 大阿仁出張所
    - （合川支所・森吉支所・阿仁支所）
      - 企画総務課
      - 市民生活課
      - 総合福祉課
      - 産業建設課
      - 観光振興課（阿仁支所のみ）
  - 収入役
    - 会計課
  - 水道課　＊北秋田市分庁舎
  - 消防本部
    - 総務課
    - 予防課
    - 警防課
- 市議会
  - 議会事務局　＊北秋田市交流センター
- 教育委員会
  - 教育長
    - 教育委員会事務局
      - 総務課
      - 義務教育課
      - 高校教育課　＊合川高校内
      - 生涯学習課
      - 中央公民館
      - スポーツ振興課　＊鷹巣体育館内
      - 国体準備室　＊鷹巣体育館内
- 農業委員会
  - 事務局
- 選挙管理委員会
  - 事務局
- 監査委員
  - 事務局

# 4 北秋田市役所電話番号一覧

## 庁　舎

| 名　　称 | 電　話　番　号 |
|---|---|
| 北秋田市役所本庁 | 0186－62－1111 |
| 北秋田市役所鷹巣支所 | 0186－62－1117 |
| 北秋田市役所合川支所 | 0186－78－2100 |
| 北秋田市役所森吉支所 | 0186－72－3111 |
| 北秋田市役所阿仁支所 | 0186－82－2111 |
| 北秋田市役所前田出張所 | 0186－75－2111 |
| 北秋田市役所大阿仁出張所 | 0186－84－2311 |

## 部・課等

| 名　　称 | | 電話番号 | 名　　称 | | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 企画部 | 総合政策課 | 0186－62－6606 | 教育委員会 | 総務課 | 0186－62－6616 |
| 〃 | 財政課 | 0186－62－6607 | 〃 | 義務教育課 | 0186－62－6617 |
| 〃 | 広報情報課 | 0186－62－6608 | 〃 | 高校教育課 | 0186－78－3177 |
| 〃 | 電算システム課 | 0186－72－5234 | 〃 | 生涯学習課 | 0186－62－6618 |
| 総務部 | 総務課 | 0186－62－1111 | 〃 | スポーツ振興課 | 0186－62－3800 |
| 〃 | 職員課 | 0186－62－6602 | 〃 | 国体準備室 | 0186－62－3800 |
| 〃 | 管財課 | 0186－62－6603 | 中央公民館 | | 0186－62－1130 |
| 〃 | 税務課 | 0186－62－1116 | 農業委員会事務局 | | 0186－62－6609 |
| 〃 | 収納課 | 0186－62－1115 | 選挙管理委員会事務局 | | 0186－62－6614 |
| 市民生活部 | 市民課 | 0186－62－1114 | 監査委員事務局 | | 0186－62－6610 |
| 〃 | 保険課 | 0186－62－1118 | 鷹巣支所 | 市民生活課 | 0186－62－1117 |
| 〃 | 医療推進課 | 0186－62－6626 | 〃 | 産業課 | 0186－62－6640 |
| 〃 | 保健センター | 0186－62－6666 | 〃 | 建設課 | 0186－62－6629 |
| 〃 | 生活環境課 | 0186－62－1110 | 合川支所 | 企画総務課 | 0186－78－2100 |
| 福祉事務所 | 福祉課 | 0186－62－1113 | 〃 | 市民生活課 | 0186－78－2113 |
| 〃 | 高齢者支援課 | 0186－62－1112 | 〃 | 総合福祉課 | 0186－78－2116 |
| 産業部 | 農林課 | 0186－62－6638 | 〃 | 産業建設課 | 0186－78－2115 |
| 〃 | 商工観光課 | 0186－62－6639 | 森吉支所 | 企画総務課 | 0186－72－3111 |
| 建設部 | 都市計画課 | 0186－62－6641 | 〃 | 市民生活課 | 0186－72－3115 |
| 〃 | 道路河川課 | 0186－62－6628 | 〃 | 総合福祉課 | 0186－72－3116 |
| 〃 | 下水道課 | 0186－62－6632 | 〃 | 産業建設課 | 0186－72－3112 |
| 会計課 | | 0186－62－6604 | 阿仁支所 | 企画総務課 | 0186－82－2111 |
| 水道課 | | 0186－62－6637 | 〃 | 市民生活課 | 0186－82－2113 |
| 消防本部 | | 0186－62－1119 | 〃 | 総合福祉課 | 0186－82－2112 |
| 議会事務局 | | 0186－62－6624 | 〃 | 産業建設課 | 0186－82－2114 |
| | | | 〃 | 観光振興課 | 0186－82－2117 |

# 5 所掌事務

## 企　画　部

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 総合政策課 | 総合計画、企画・総合政策調整、行政改革・事務改善、国際交流、男女共同参画、総合交通政策、企業誘致、土地対策・地域開発、行政協力員、庁議・調整会議、地方分権、コミュニティ施設、ふるさと会等 |
| 財政課 | 財政計画・財政統計、予算編成、地方交付税、市債、入札及び契約、物品発注、財政報告書の公表、基金積立及び繰入金、補助金負担金及び交付金等 |
| 広報情報課 | 広報、統計調査、情報公開、個人情報保護、市勢要覧等の編集・発行、広聴活動、ホームページの作成管理等 |
| 電算システム課 | システム管理・運営、システムの指導、システム処理に係るデータ保護、システムの開発、情報通信ネットワーク等 |

## 総　務　部

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 総務課 | 市長秘書、表彰・褒章等、市の記念行事、条例・規則等の制定・改廃、市議会の召集及び提出議案、固定資産評価委員会、行政手続き、人権擁護及び行政相談委員、特別職報酬等審議会、市長の資産公開、事務報告書作成等 |
| 職員課 | 職員の任命等、給与、福利厚生、職員共済組合・職員互助会、公務災害等 |
| 管財課 | 市有財産管理、公共用建物管理、財産の貸借契約、財産区、市有自動車の管理等 |
| 税務課 | 市民税・軽自動車・固定資産税等の賦課、申告及び減免、税務諸証明発行等 |
| 税務課 | 収納、滞納整理、納税証明書、税の口座振替、納税貯蓄組合等 |

## 市民生活部

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 市民課 | 戸籍・住民基本台帳、印鑑登録及び証明、外国人登録、埋葬許可等 |
| 保険課 | 国民健康保険、老人保健、高額療養費、福祉医療、国民年金等 |
| 医療推進課 | 統合病院、市立阿仁病院、合川国民健康保険診療所、北秋田市上小阿仁病院組合等 |
| 保健センター | 保健指導、定期健診、母子保健、献血、結核予防、老人保健事業、伝染病予防及び予防接種等 |
| 生活環境課 | 防災対策、交通安全対策、防犯対策、災害援助・救助、リサイクル、防災行政無線、廃棄物の処理及び清掃、へい獣処理、環境衛生、クリーンリサイクルセンター、簡易水道事業等 |
| 福祉事務所　福祉課 | 生活保護、身体障害・知的障害・精神障害福祉、民生委員・児童委員、日本赤十字、共同募金、児童福祉、少子化対策、家庭児童相談、放課後児童健全育成事業等 |
| 福祉事務所　高齢者支援課 | 高齢者福祉、介護保険、介護予防・生活支援、高齢者の生きがいづくり、敬老事業、介護サービス事業等 |

## 産 業 部

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 農林課 | 農業振興、土地改良事業、畜産振興、林業振興、米政策、地籍調査事業、緑化推進、森林公園等 |
| 商工観光課 | 商工業の振興、計量器、消費生活、商工金融、雇用及び出稼ぎ対策、観光開発及び振興、自然保護、特産品開発、観光イベント、シルバー人材センター等 |

## 建 設 部

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 都市計画課 | 都市計画事業、市営住宅事業、土地区画整理事業、建築確認申請、開発行為、宅地分譲等 |
| 道路河川課 | 道路・橋梁・河川改良維持、道路・河川占用許可、除雪、ダム対策、街路樹管理等 |
| 下水道課 | 下水道事業、農業集落排水事業、設備資金の融資、合併処理浄化槽等 |

## 鷹巣支所

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 市民生活課 | 国民健康保険、老人保健医療、福祉医療、国民年金、交通安全対策、生活環境、リサイクル、防犯、防災行政無線、街灯、廃棄物の処理、環境衛生等 |
| 産業課 | 農業振興、土地改良事業、畜産振興、林業振興、米政策、地籍調査事業、緑化推進、森林公園等 |
| 建設課 | 道路・橋梁・河川改良維持、道路・河川占用許可、除雪、ダム対策、街路樹管理等 |

## 合川支所・森吉支所・阿仁支所

| 課　　　名 | 所　　掌　　事　　務 |
|---|---|
| 企画総務課 | 総合交通政策、行政協力員、ふるさと会、統計調査、情報公開、広聴活動、事務報告書、財産の貸借契約、財産区、土地情報、市民税・固定資産税・軽自動車税、税務証明書の発行、税の収納、納税貯蓄組合等 |
| 市民生活課 | 戸籍・住民基本台帳、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、国民健康保険、老人保健医療、福祉医療、国民年金、交通安全対策、生活環境、リサイクル、防犯、防災行政無線、街灯、廃棄物の処理、環境衛生等 |
| 総合福祉課 | 生活保護、身体障害・知的障害・精神障害福祉、民生委員・児童委員、日本赤十字、共同募金、児童福祉、少子化対策、家庭児童相談、放課後児童健全育成事業、高齢者福祉、介護保険、介護予防・生活支援、高齢者の生きがいづくり、敬老事業、介護サービス事業等 |
| 産業建設課 | 農業振興、土地改良事業、畜産振興、林業振興、米政策、地籍調査事業、緑化推進、森林公園、商工業の振興、計量器、消費生活、商工金融、雇用及び出稼ぎ対策、道路・橋梁・河川改良維持、道路・河川占用許可、除雪、ダム対策、街路樹管理、下水道事業、農業集落排水事業、設備資金の融資、合併処理浄化槽、上水道事業、簡易水道事業等 |
| 観光振興課（阿仁支所のみ） | 観光開発及び振興、自然保護、特産品開発、観光イベント |

# 6 庁舎配置図

## 北秋田市役所本庁・鷹巣支所

### 1F

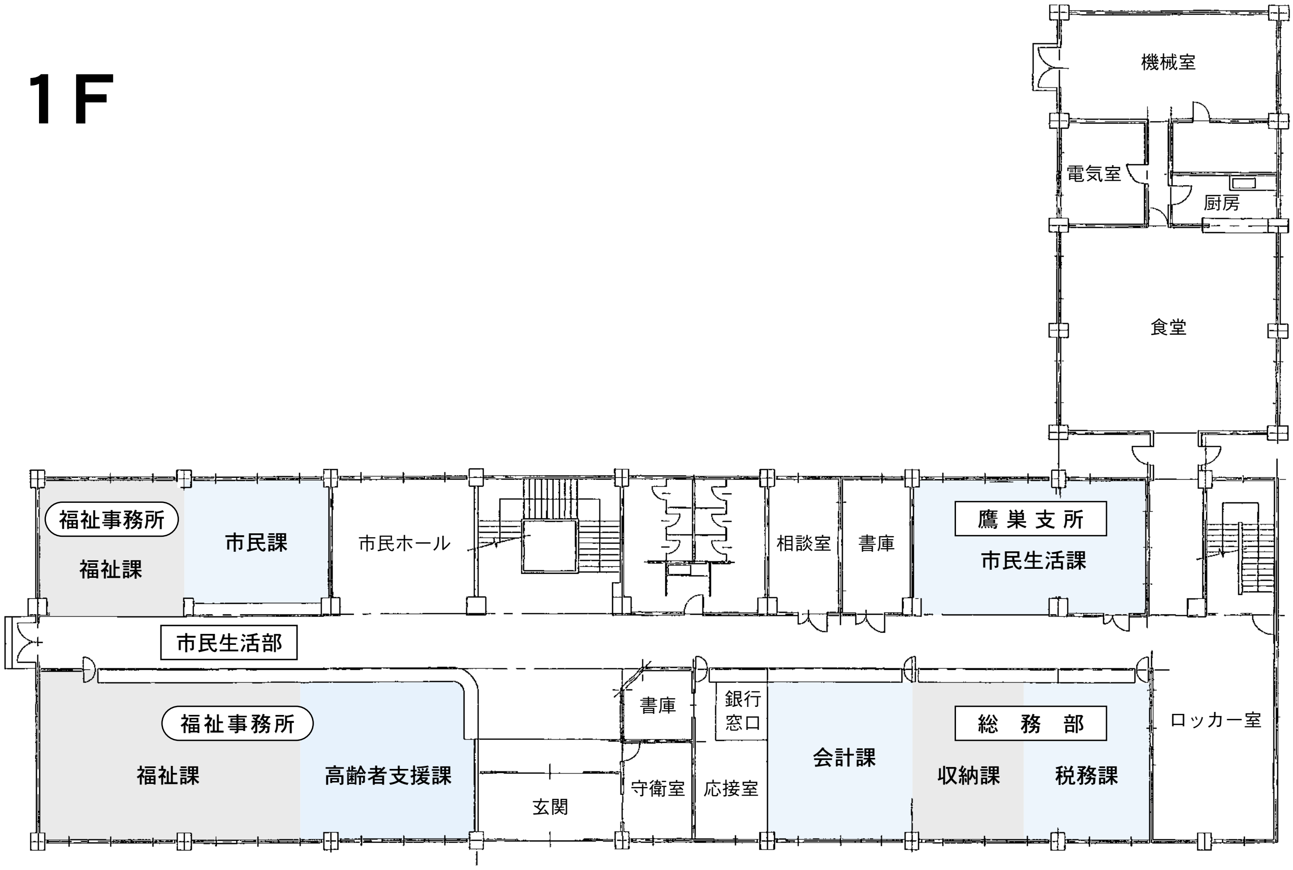


### 2F

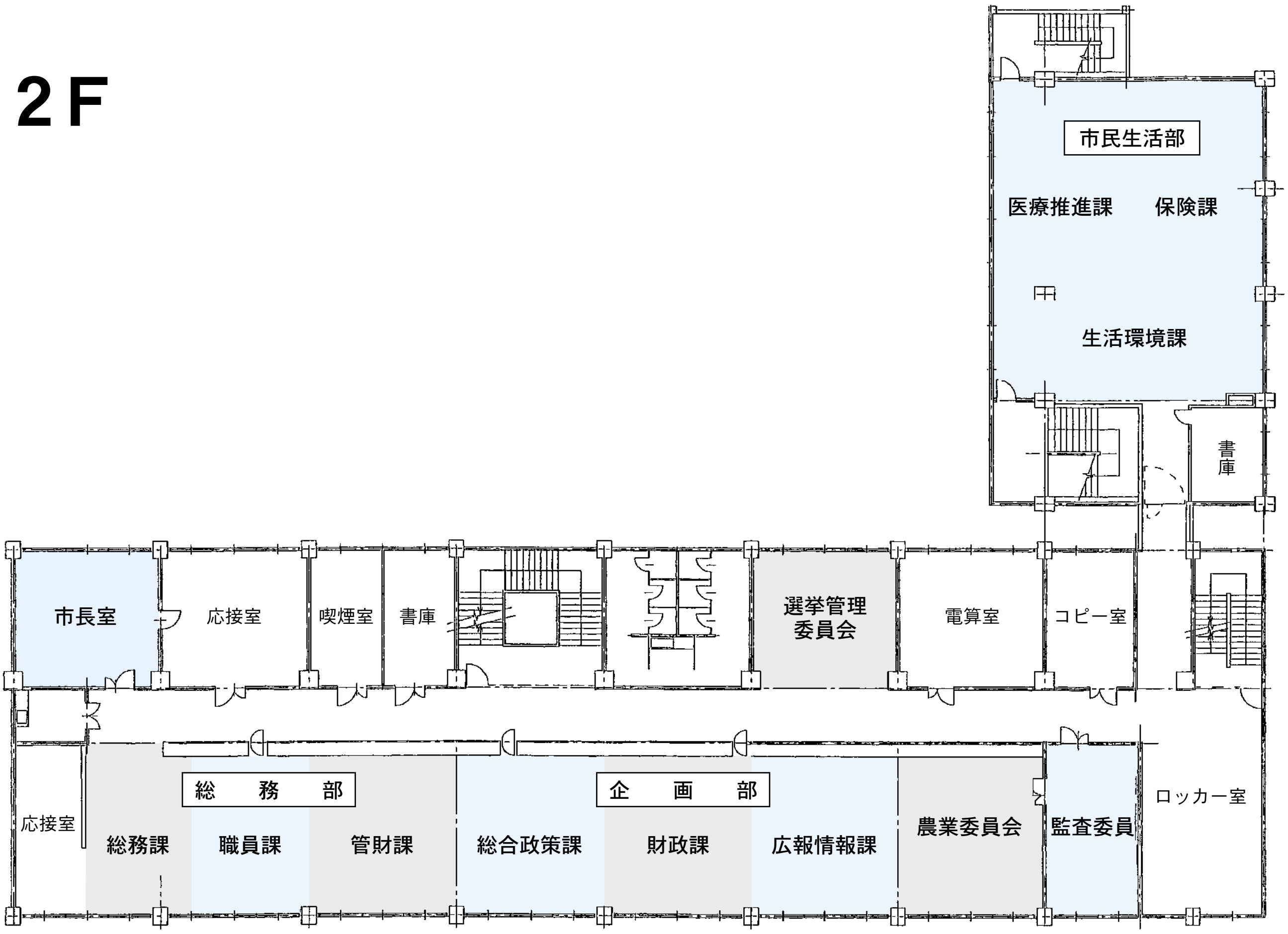

## 中央公民館（教育委員会事務局含む）

1F

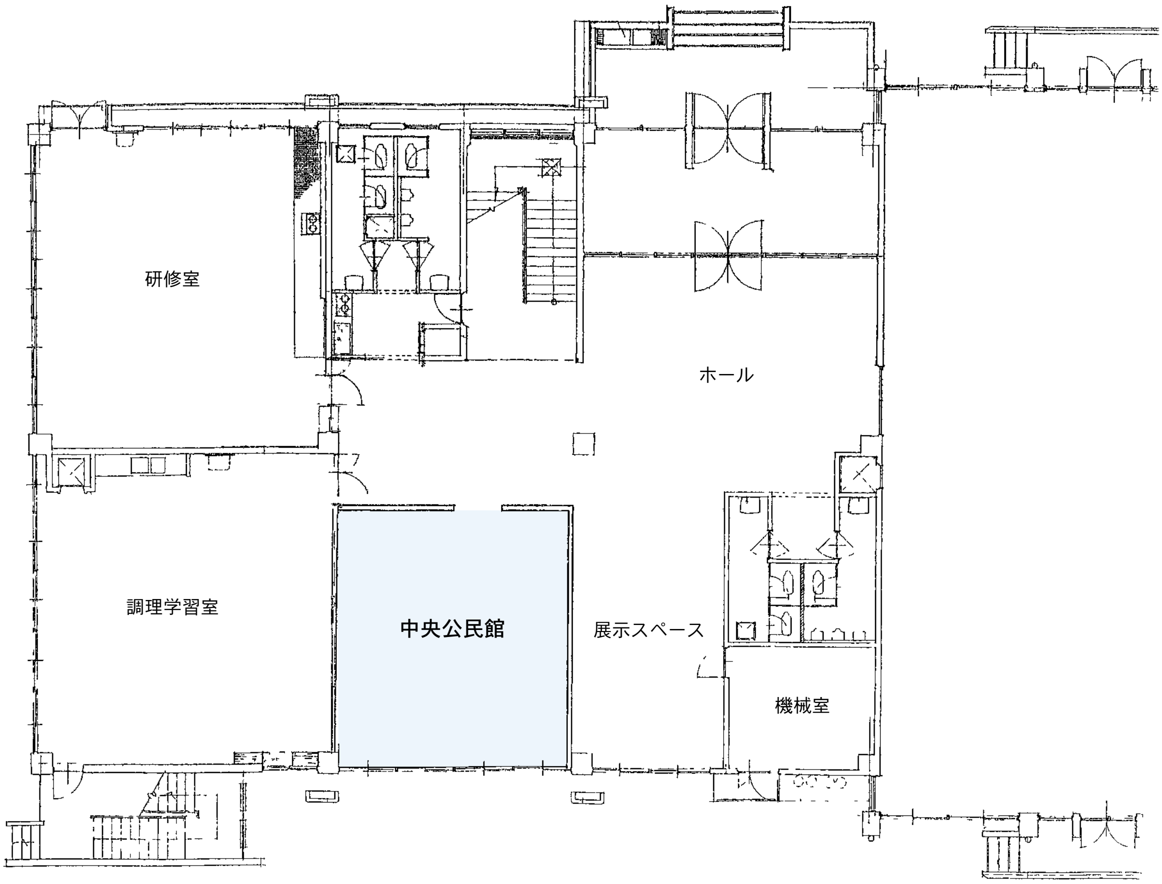


2F

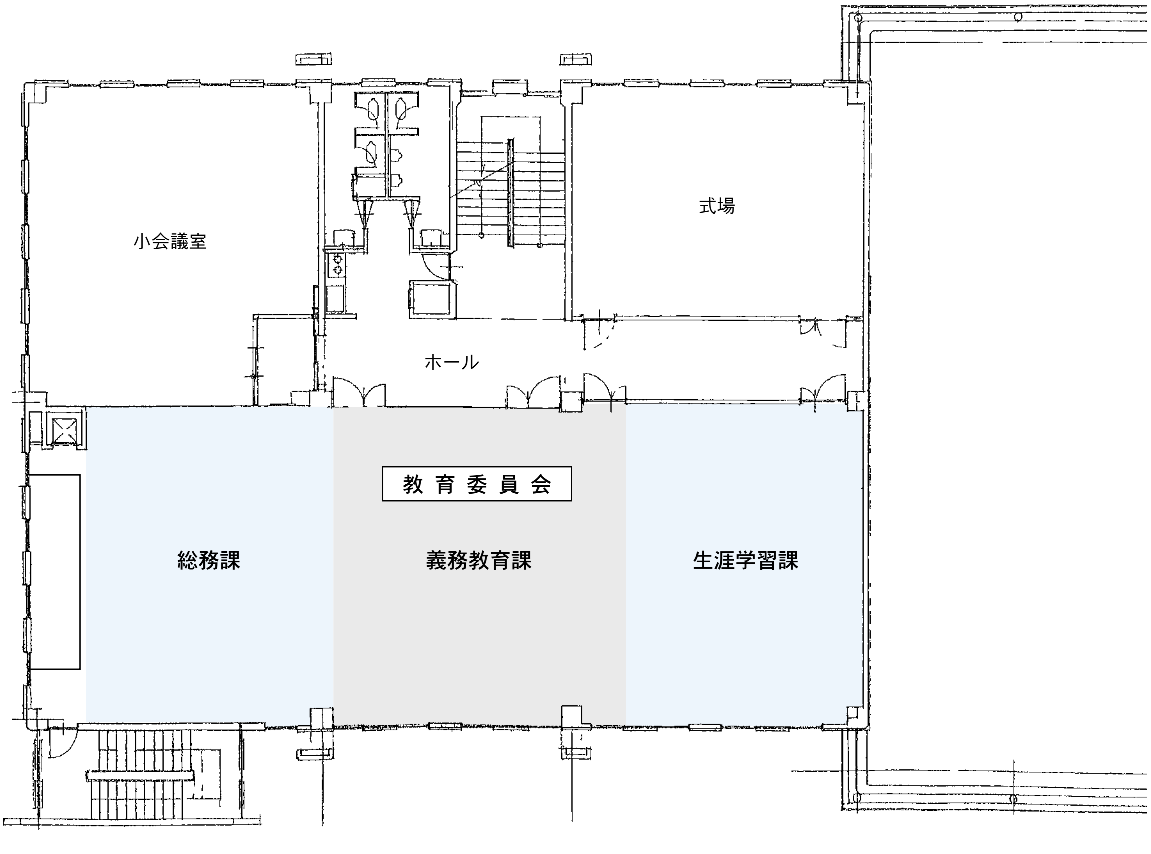

## 北秋田市交流センター

1F

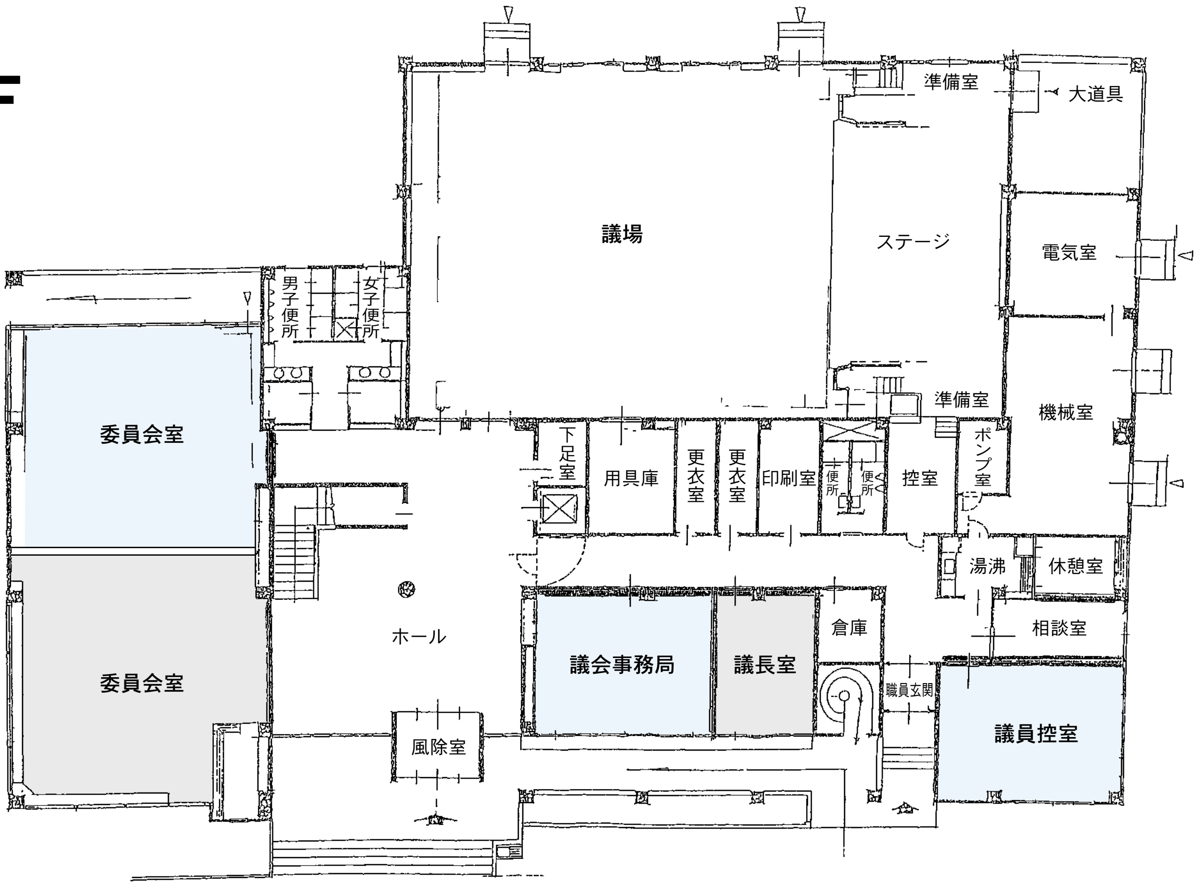


2F

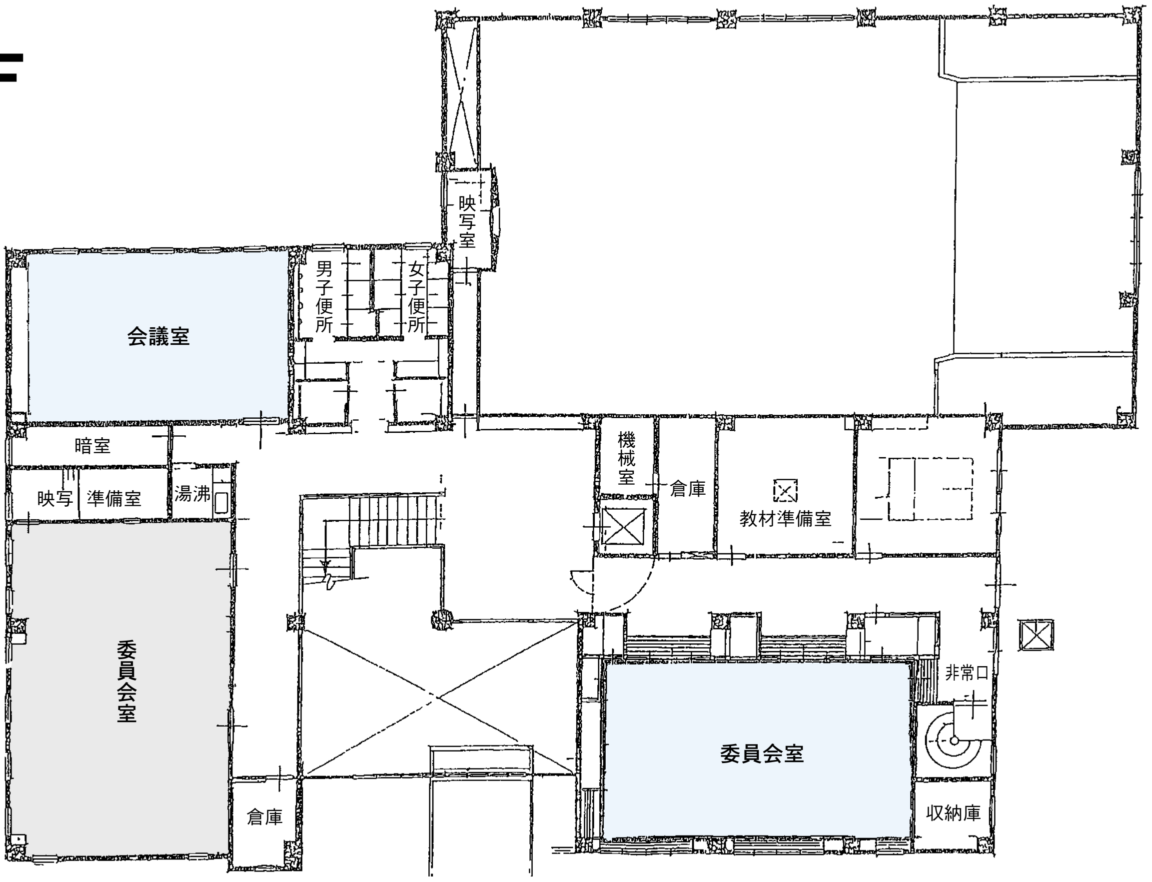

# 北秋田市分庁舎

## 2F

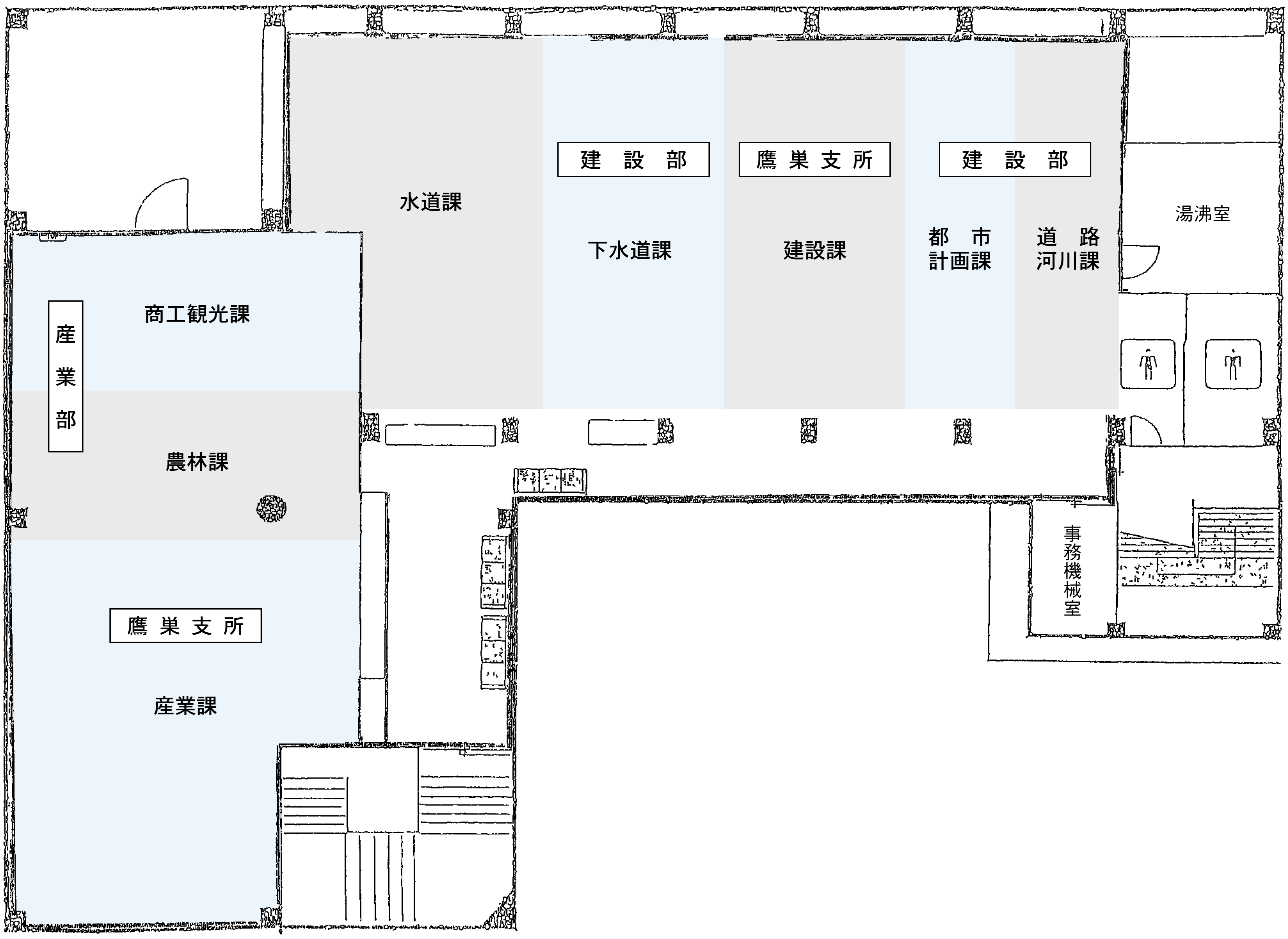

建 設 部
鷹 巣 支 所
建 設 部
水道課
下水道課
建設課
都 市
計画課
道 路
河川課
湯沸室
商工観光課
産
業
部
農林課
事務機械室
鷹 巣 支 所
産業課

## 森吉支所

### 1F

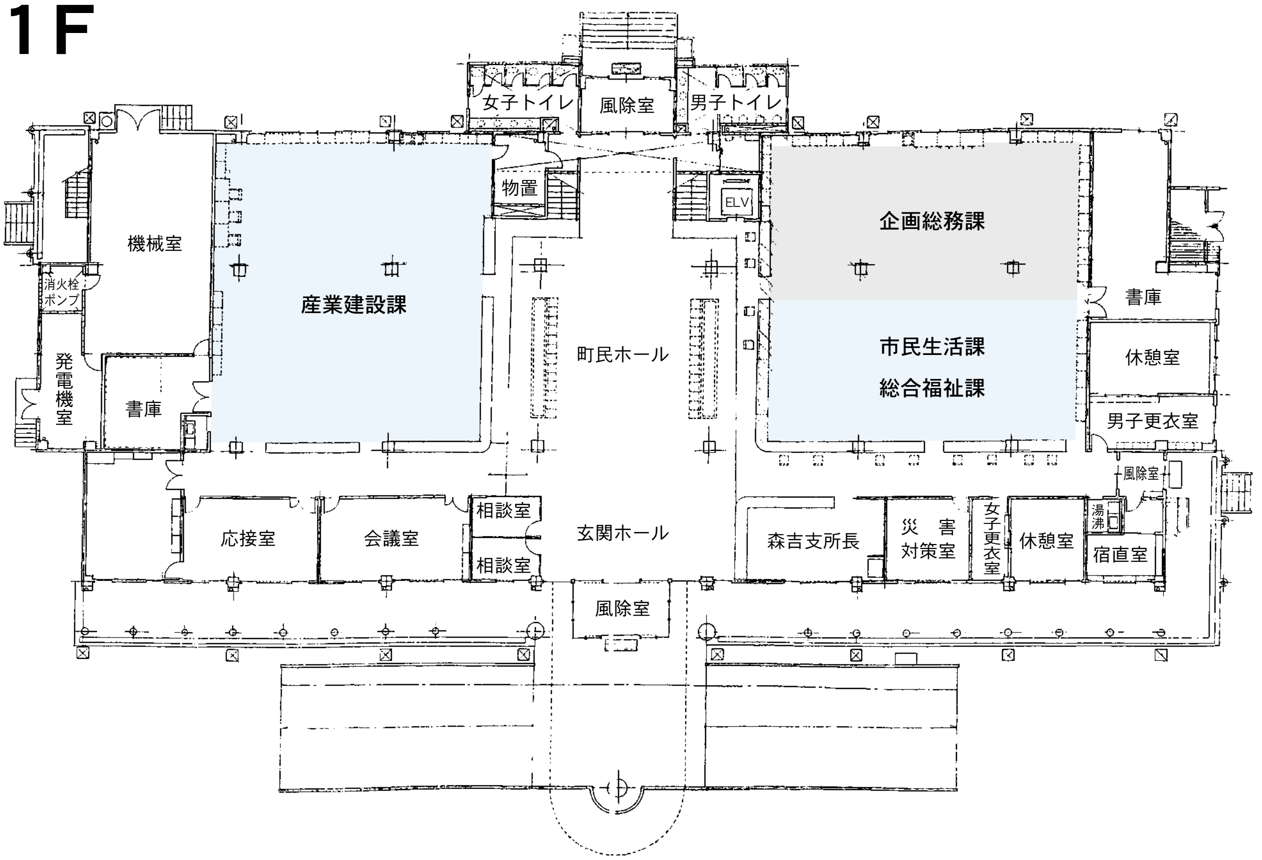

女子トイレ
風除室
男子トイレ
物置
ELV
機械室
産業建設課
企画総務課
消火栓
ポンプ
書庫
町民ホール
市民生活課
総合福祉課
休憩室
発電機室
書庫
男子更衣室
風除室
相談室
応接室
会議室
玄関ホール
森吉支所長
災 害
対策室
女子更衣室
休憩室
湯沸
宿直室
相談室
風除室


### 2F

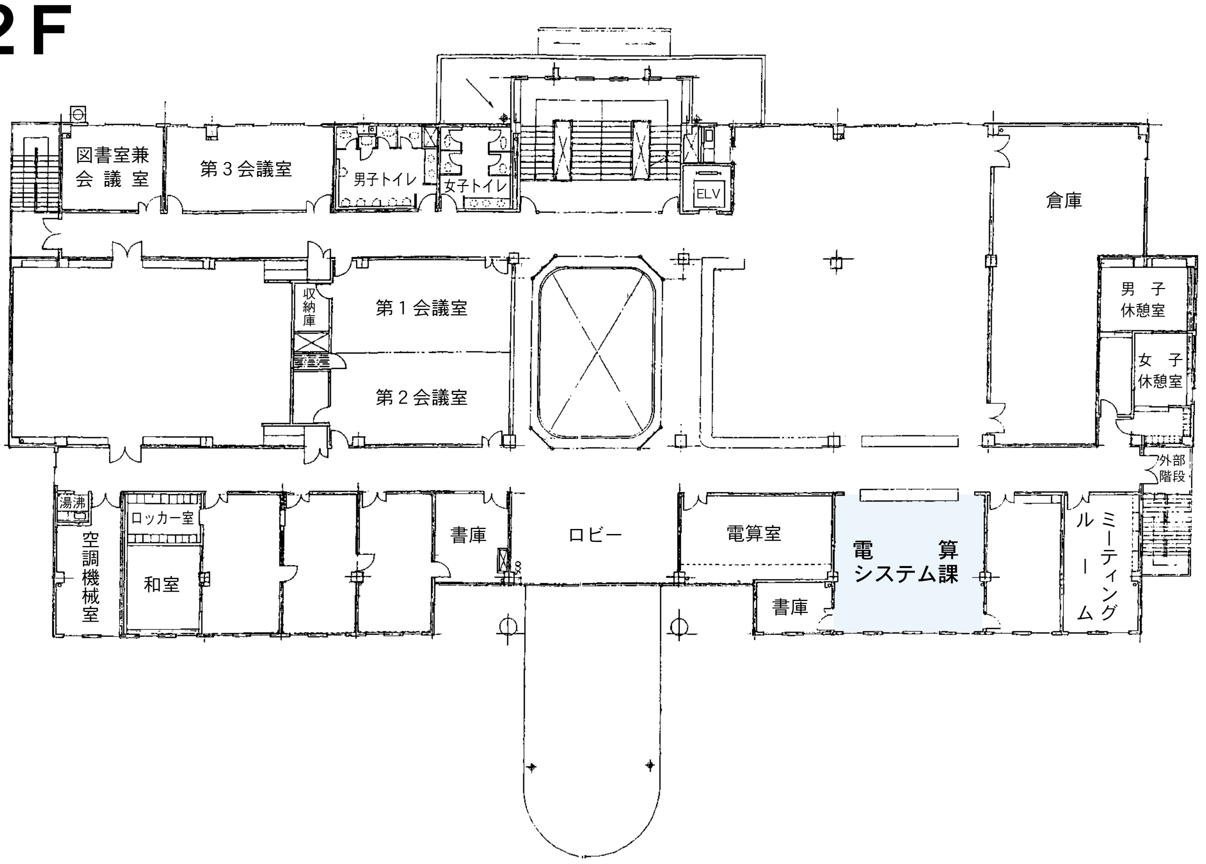

図書室兼
会議室
第３会議室
男子トイレ
女子トイレ
ELV
倉庫
収納庫
第１会議室
男 子
休憩室
第２会議室
女 子
休憩室
外部
階段
湯沸
ロッカー室
書庫
ロビー
電算室
電 算
システム課
ミーティングルーム
空調機械室
和室
書庫

## 合川支所

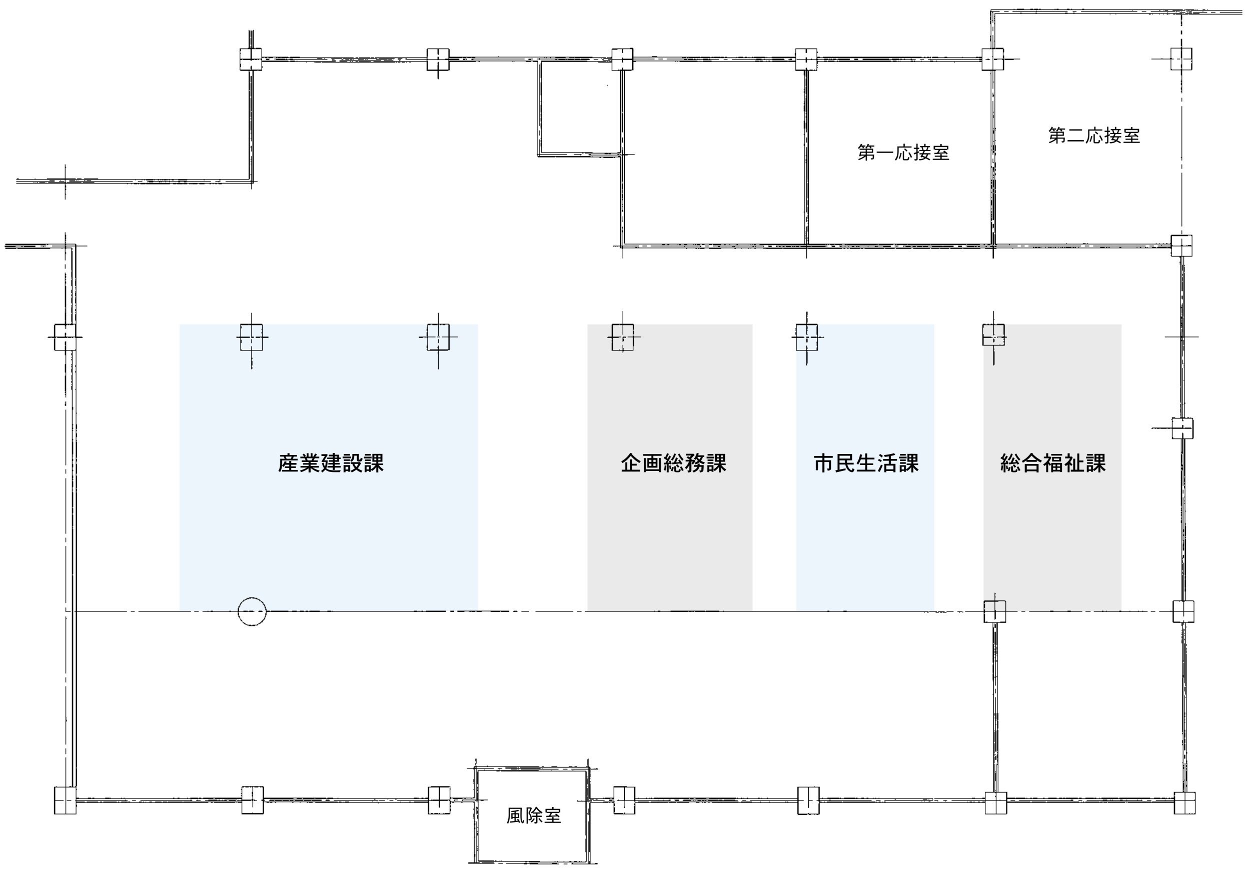

第一応接室
第二応接室
産業建設課
企画総務課
市民生活課
総合福祉課
風除室


## 阿仁支所

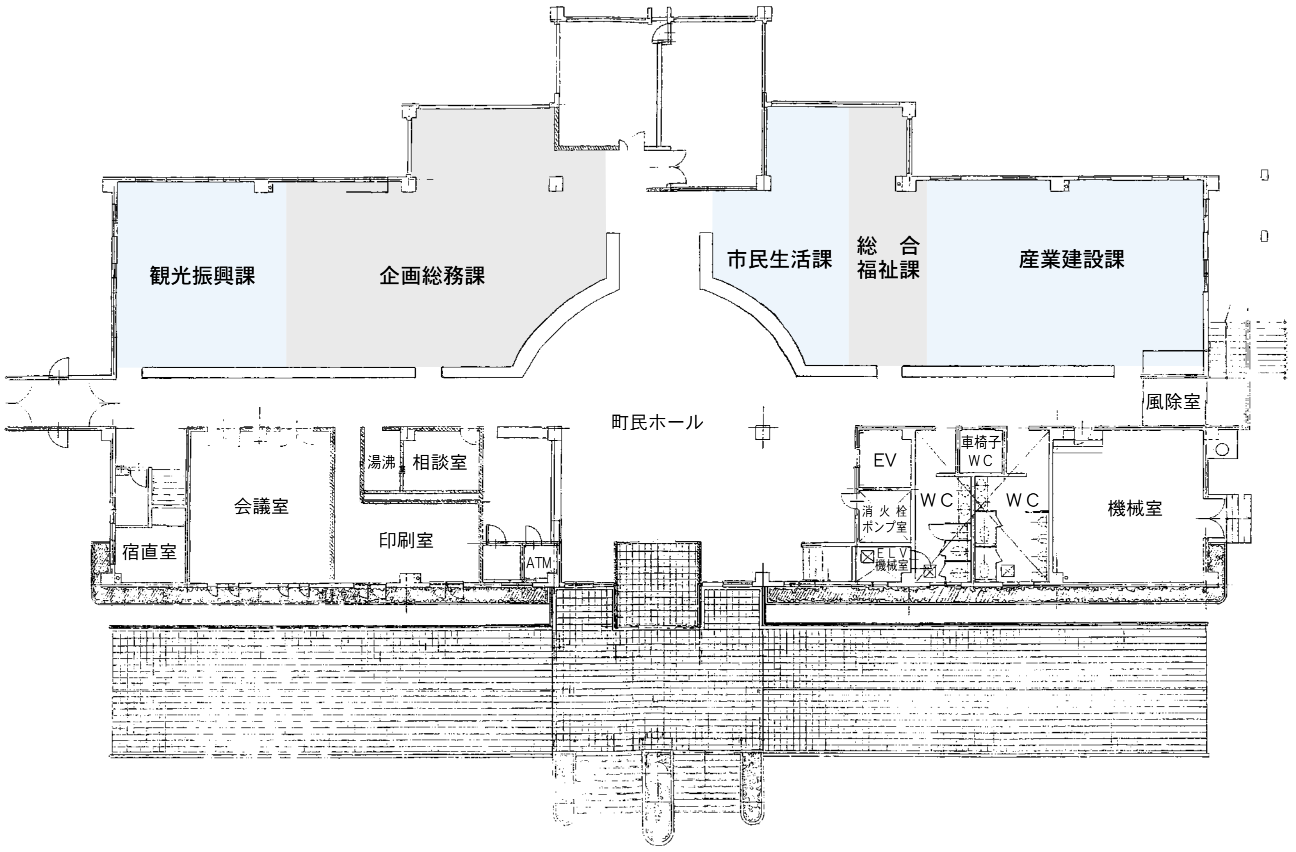

観光振興課
企画総務課
市民生活課
総合福祉課
産業建設課
町民ホール
風除室
会議室
湯沸
相談室
印刷室
宿直室
ATM
EV
車椅子WC
WC
WC
消火栓ポンプ室
ELV機械室
機械室

# 7 合併に伴う変更手続き

## 役場関係

| 件　　名 | 該当者 | 手続き等 | 窓　　口 |
|---|---|---|---|
| 印鑑登録証 | 左記の登録者 | 住所変更の手続きは必要ありません。合併後も従来の登録証を使用できます。 | 北秋田市役所市民生活部市民課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く） |
| 外国人登録 | 左記の登録者 | 住所変更の手続きは必要ありません。希望される方は、合併後に登録証持参の上、各庁舎にて手続きを行ってください。 | |
| 保育所、学校等への住所変更手続き | 学校等の在学者等 | 公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校及び養護学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 | 各保育所・学校等 |
| 原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書 | 左記標識の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。現在発行の標識（ナンバープレート）を北秋田市発行の標識（ナンバープレート）とみなして使用することになります。なお、合併後の新規登録から北秋田市標識（ナンバープレート）となります。 | 北秋田市役所総務部税務課・各支所企画総務課（鷹巣支所を除く） |
| 老人保健特定疾病療養受療証 | 左記の受療者 | 住所変更の手続きは必要ありません。3月22日（予定）に新しい証書等を郵送いたします。尚、新しい証書等が郵送されるまでは旧受給者証をお使いください。証書等到達後、医療機関にかかる場合は必ず新しい受給者証をご提示ください。 | 北秋田市役所市民生活部保険課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く） |
| 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記の認定者 | | |
| 福祉医療受給者証 | 左記の受給者 | | |
| 母子健康手帳 | 左記手帳の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 北秋田市保健センター・合川保健センター・森吉保健センター（支所内）・阿仁保健センター（支所内） |

| 件　名 | 該当者 | 手続き等 | 窓　口 |
|---|---|---|---|
| 児童手当 | 左記手当の受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住所になります。 | 北秋田市福祉事務所福祉課・各支所総合福祉課（鷹巣支所を除く） |
| 児童扶養手当証書 | 左記手当の受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 特別児童扶養手当証書 | 左記手当の受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に証書持参の上、各庁舎にて手続きを行ってください。 | |
| 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 | 左記手帳の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手帳持参の上、各庁舎にて手続きを行ってください。 | |
| 精神障害者通院医療費、公費負担患者票 | 左記患者票の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住所になります。 | 北秋田市役所市民生活部保険課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く） |
| 国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証（国民健康保険証） | 左記の被保険者 | 住所変更の手続きは必要ありません。３月 22 日（予定）に新しい被保険者証を郵送いたします。尚、新しい被保険者証が郵送されるまでは、旧保険者証をお使いください。保険証到達後、医療機関にかかる場合は必ず新しい保険証をご提示ください。 | |
| 国民健康保険高齢受給者証 | 左記の受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。３月 22 日（予定）に新しい証書等を郵送いたします。尚、新しい証書等が郵送されるまでは旧受給者証をお使いください。証書等到達後、医療機関にかかる場合は必ず新しい受給者証をご提示ください。 | |
| 国民健康保険標準負担額減額認定証 | 左記の認定者 | | |
| 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記の認定者 | | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | 左記の受療者 | | |

| 件　　名 | 該当者 | 手続き等 | 窓　　口 |
|---|---|---|---|
| 介護保険被保険者証 | 要介護認定・要支援認定をすでに受けている被保険者（認定申請中の方を除く） | 合併後に福祉事務所より新しい介護保険被保険者証をお送りします。現在、お使いのものは、ご自身で破棄していただくか、右記窓口までご持参ください。 | 北秋田市福祉事務所高齢者支援課・各支所総合福祉課（鷹巣支所を除く） |
| | 要介護認定・要支援認定申請中の被保険者 | | |
| | 要介護認定・要支援認定を受けていない被保険者 | | |
| 介護保険標準負担額減額認定証 | 左記認定証の保持者 | | |
| 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入居者に関する認定証） | 左記認定証の保持者 | | |
| 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証） | 左記認定証の保持者 | | |
| 介護保険利用者負担額減額・減免等認定証 | 左記認定証の保持者 | | |
| 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者減額措置） | 左記認定証の保持者 | | |

## 国・県関係

| 件　名 | 該当者 | 手続き等 | 関係機関（窓口） |
|---|---|---|---|
| 不動産登記簿の謄・抄本 | 不動産登記簿 | 市町村合併があった場合、不動産登記簿の不動産の所在や所有者の住所等は変更があったものとみなされますので、旧所在、旧住所のまま発行されます。 | 秋田地方法務局大館支局<br>TEL0186-42-6514<br>又は、不動産所在地の管轄登記所（法務局） |
| 会社等登記簿の謄・抄本 | 会社登記簿（商業登記簿、法人登記簿） | 市町村合併があった場合、会社登記簿（商業登記簿・法人登記簿）の本店所在地や代表者の住所等は変更があったものとみなされますので、旧本店、旧住所のまま発行されます。 | 秋田地方法務局大館支局<br>TEL0186-42-6514<br>又は、本店及び主たる事務所、支店及び従たる事務所の所在地の管轄登記所(法務局) |
| 不動産所有者、抵当権者等（土地登記簿、建物登記簿等）の住所 | 土地・建物の登記簿に鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の住所で登記されている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。市町村合併による住所変更の場合、その変更による登記があったものとみなされます。但し、登記簿の記載が、旧住所・旧本店のままで不都合が生じる場合は、登記名義人（所有者等）の住所変更登記（非課税）を申請できます。 | 秋田地方法務局大館支局<br>TEL0186-42-6514<br>又は、不動産所在地の管轄登記所（法務局） |
| 会社等（商業登記簿・法人登記簿等）の本店及び主たる事務所と代表者の住所 | 鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町に所在する会社等及びその代表者 | 住所変更の手続きは必要ありません。市町村合併による住所変更の場合、その変更による登記があったものとみなされます。但し、登記簿の代表者の記載が、旧住所のままで不都合が生じる場合は、代表者（代表取締役、代表理事等）の住所変更登記（非課税）を申請できます。 | 秋田地方法務局大館支局<br>TEL0186-42-6514<br>又は、本店及び主たる事務所、支店及び従たる事務所の所在地の管轄登記所（法務局） |
| 労働安全衛生法による免許証、技能講習修了証の住所 | 左記免許証等の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田労働局安全衛生課<br>秋田市山王 7-1-3<br>TEL018-862-6683<br>2. 大館労働基準監督署<br>大館市三の丸 6-2<br>TEL0186-42-4033 |
| 労災年金受給者の住所 | 左記年金受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田労働局安全衛生課<br>秋田市山王 7-1-3<br>TEL018-862-6683<br>2. 大館労働基準監督署<br>大館市三の丸 6-2<br>TEL0186-42-4033 |
| 労働福祉事業による健康管理手帳交付者の住所 | 左記手帳交付者 | | |
| 政府管掌健康保険者証の住所 | 左記健康保険の被保険者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田社会保険事務局<br>保険課、年金課<br>秋田市川元下町 5-21<br>TEL018-883-1656、1658<br>2. 鷹巣社会保険事務所<br>北秋田市花園町 18-1<br>TEL0186-62-1497 |
| 国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所 | 左記年金の被保険者及び受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 国民年金基金加入者及び受給者の住所 | 左記基金加入者及び受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 秋田県国民年金基金<br>秋田市中通 1-4-32<br>TEL018-837-3611 |

| 件　　名 | 該 当 者 | 手 続 き 等 | 関係機関（窓口） |
|---|---|---|---|
| 自動車（軽自動車を除く）の所有者・使用者の住所（自動車車検証） | 自動車の所有者・使用者 | 住所変更の手続きは必要ありません。但し、抹消登録は住所の変更登録（申請用紙代が必要）のうえ、手続きを行うこととなります。 | 東北運輸局秋田運輸支局<br>登録部門<br>秋田市泉字登木 74-3<br>TEL018-863－5811 |
| 軽自動車（四輪）の所有者・使用者の住所（自動車車検証） | 軽自動車（四輪）の所有者・使用者 | 住所変更の手続きは必要ありません。（希望により、変更を行う場合は申請用紙代が必要となります。） | 1. 軽自動車検査協会　秋田事務所<br>秋田市寺内字イサノ 137-1<br>TEL018-862-3270<br>2. 大館北秋田地区自家用自動車協会<br>大館市観音堂 398-40,2<br>TEL0186-43-2381 |
| 軽二輪の所有者・使用者の住所（軽自動車届出済証） | 小型自動車（125 ccを超え 250 cc以下のもの）の各所有者・使用者 | 住所変更の手続きは必要ありません。但し、軽自動車届出済証返納届出は住所の変更届（申請用紙代が必要）のうえ、手続きをおこなうこととなります。 | 1. 東北運輸局秋田運輸支局<br>登録部門<br>秋田市泉字登木 74-3<br>TEL018-863-5811<br>2.（社）全国軽自動車協会連合会秋田事務取扱所<br>秋田市八橋大畑 2-12-55<br>TEL018-862-6219 |
| 自動車運転免許証の住所 | 自動車運転免許証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。（免許の更新申請時に変更することとなります。） | 1. 北秋田警察署交通課<br>北秋田市鷹巣字下家 1<br>TEL0186-62-1245<br>2. 北秋田警察署森吉幹部交番<br>北秋田市米内沢字出向中島 38-2<br>TEL0186-72-3125<br>3. 秋田県運転免許センター<br>秋田市新屋南浜町 12-1<br>TEL018-824-3738 |
| 自動車保管場所証明書 | 自動車保管場所証明書の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 北秋田警察署交通課<br>北秋田市鷹巣字下家 1<br>TEL0186-62-1245<br>2. 北秋田警察署森吉幹部交番<br>北秋田市米内沢字出向中島 38-2<br>TEL0186-72-3125 |
| 保管場所標章番号通知書 | 保管場所標章番号通知書の交付を受けている方 | | |
| 道路使用許可証、通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 北秋田警察署交通課<br>北秋田市鷹巣字下家 1<br>TEL0186-62-1245<br>2. 北秋田警察署森吉幹部交番<br>北秋田市米内沢字出向中島 38-2<br>TEL0186-72-3125 |
| 猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。更新時、検査時に変更手続きを行ってください。尚、書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 | 1. 北秋田警察署生活安全課<br>北秋田市鷹巣字下家 1<br>TEL0186-62-1245 |
| 風俗営業許可証、古物商、古物市場主の許可証、質屋許可証 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。尚、書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 | |

| 件　　名 | 該当者 | 手続き等 | 関係機関（窓口） |
|---|---|---|---|
| 軍人恩給・遺族年金の受給者の住所 | 左記年金受給者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 秋田県福祉政策課援護恩給班<br>秋田市山王 4-1-1<br>TEL018-860-1319 |
| 戦傷病者手帳住所 | 左記手帳所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 支援費制度受給者証 | 左記制度の受給対象となっている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 秋田県障害福祉課調整・身体障害児者福祉班<br>秋田市山王 4-1-1<br>TEL018-860-1331 |
| 旅券（パスポート） | 旅券（パスポート）をお持ちの方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田県県民文化政策課旅券班<br>秋田市山王 4-1-2<br>TEL018-860-1112<br>2. 秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課<br>北秋田市鷹巣字東中岱 76-1<br>TEL0186-62-1251 |
| | 旅券（パスポート）を申請される方 | 旅券発給申請時に提出する住民票・戸籍謄（抄）本については、申請前６ヶ月以内に発行されたものは合併前のものでも使用できます。 | |
| 建築物清掃事業者等登録 | 左記の登録をされている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田県生活衛生課調整・生活衛生班<br>秋田市山王 4-1-2<br>TEL018-860-1592<br>2. 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課<br>北秋田市鷹巣字東中岱 76-1<br>TEL0186-62-1165 |
| 生活衛生営業等許可 | 理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業の営業許可等を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。但し、合併に伴い法人格が変更となる場合は変更手続きが必要です。（旅館業で法人格が変わる場合は、承継手続き手数料が必要です。） | |
| 特定建築物届出 | 左記の届出をされている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 食品関係営業許可 | 左記の営業許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 建設業の許可 | 建設業の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田県建設管理課企画・建設業班<br>秋田市山王 4-1-1<br>TEL018-860-2426<br>2. 秋田県北秋田地域振興局企画総務部総務経理課<br>北秋田市鷹巣字東中岱 76-1<br>TEL0186-62-1251 |
| 電気工事業者の登録 | 左記の登録を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田県北秋田地域振興局企画総務部総務経理課<br>北秋田市鷹巣字東中岱 76-1<br>TEL0186-62-1251 |
| 食品関係営業許可 | 許可を受け営業している方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 1. 秋田県生活衛生課食品衛生班<br>秋田市山王 4-1-1<br>TEL018-860-1593<br>2. 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課<br>北秋田市鷹巣字東中岱 76-1<br>TEL0186-62-1165 |

# 8 届出・各種証明

## 住所に関する各種届出

| 届出事項 | 種　類 | 届　出　期　間 | 持参するもの |
|---|---|---|---|
| 市外から引っ越してきたとき | 転入届 | 市内に住み始めた日から14日以内 | ・転出証明書<br>・国民年金手帳（加入者）<br>・国民健康保険証（加入者） |
| 市外へ引っ越すとき | 転出届 | 市外へ住所を移す予定日の14日前 | ・転出証明書<br>・国民年金手帳（加入者）<br>・国民健康保険証（加入者） |
| 市内で引っ越すとき | 転居届 | 市内で住所を移した日から14日以内 | ・国民年金手帳（加入者）<br>・国民健康保険証（加入者） |
| 世帯主を変更したり、世帯を分離・合併したとき | 世帯主変更 | 変更があった日から１４日以内 | ・国民健康保険証（加入者） |

## 戸籍の届出

| 届出事項 | 届出人 | 内容・注意事項 | 持参するもの |
|---|---|---|---|
| 出　生　届 | 父または母 | 生まれた日から14日以内。<br>命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなの範囲内で決めてください。 | ・届出人の印鑑<br>・母子健康手帳<br>・国民健康保険証（加入者） |
| 死　亡　届 | 死亡者の同居の親族・同居者・家主・地主等の関係人 | 死亡の日から７日以内。<br>埋火葬許可証を発行します。 | ・届出人の印鑑 |
| 婚　姻　届 | 夫と妻（届出書に成人の証人２人の署名・押印が必要です） | 婚姻と同時に転入される方は、前住所地から転出証明書をお持ちください。土日祝日は日直で受け付けますが、市民生活部市民課及び各支所市民生活課（鷹巣支所を除く）で届出書の事前確認をしてください。 | ・届出人の印鑑<br>・戸籍謄本（抄本）<br>・免許証あるいはパスポート等の本人確認ができる書類 |
| 転　籍　届 | 戸籍筆頭者とその配偶者 | 届出があった日から効力が生じます。 | ・戸籍謄本 |

## 印鑑登録

印鑑登録証明書は社会生活上広く利用されているとともに、登録者の財産などにかかわりを有する大変重要なものです。

印鑑登録は、「本人による申請」と「本人の意思を確認の上行う代理人申請」があります。

印鑑証明書は、印鑑登録証をお持ちになり、申請書を記入いただければ、代理の方でも交付を受けることができます。

印鑑登録証がないと、本人でも証明書の交付が受けられませんのでご注意ください。詳しいことは、市民生活部市民課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く）までお問い合わせください。

## 主な証明の手数料

住民票・戸籍・税関連などのいろいろな証明書が必要なときは、北秋田市役所及び各支所へお越しください。代理人が請求する場合は、委任を証する書面（同意書・委任状）と印鑑が必要な証明もあります。

### 戸籍に関するもの

| 種　　類 | 手数料 | 必要なもの |
| --- | --- | --- |
| 戸籍の謄本・抄本 | 1通　450円 | 六親等以外が申請する場合は委任状または同意書 |
| 戸籍の記載事項証明 | 1件　350円 | 〃 |
| 除籍の謄本・抄本 | 1通　750円 | 〃 |
| 除籍の記載事項証明 | 1件　450円 | 〃 |
| 届出・申請受理及び届書その他の書類の記載事項証明 | 1通　350円<br>上質紙1通　1,400円 | 〃 |
| 届書その他書類の閲覧 | 1件　350円 | 〃 |

### 住民登録に関すること

| 種　　類 | 手数料 | 必要なもの |
| --- | --- | --- |
| 住民票の写しの交付 | 1件　100円 | |
| 住民票記載事項証明書 | 1件　100円 | |
| 住民基本台帳の写しの閲覧 | 1件　100円 | |
| 戸籍の附票の写しの交付 | 1件　100円 | 家族以外の場合は委任状又は同意書 |
| 住民基本台帳カードの交付（再交付含む） | 1件　500円 | 免許証あるいはパスポート等の本人確認ができる書類 |
| 印鑑登録証の交付 | 1件　100円 | 〃 |
| 印鑑登録証の再登録 | 1件　500円 | 〃 |
| 印鑑証明の交付 | 1件　100円 | 印鑑登録証 |
| 身分証明書 | 1件　100円 | 免許証あるいはパスポート等の本人確認ができる書類 |
| 外国人登録原票記載事項証明書 | 1件　100円 | パスポート・顔写真 |
| その他の証明 | 1件　100円 | |

※このほかの届出等、詳しくは市民生活部市民課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く）・各出張所窓口までお問い合わせください。

### 税に関するもの

| 種　　　類 | 手数料 | 必要なもの |
|---|---|---|
| 所得証明書・課税証明書・非課税証明書 | 1件　100円 | 家族以外の場合は、委任状又は同意書 |
| 納税証明書（法人税を除く） | 1件　100円 | |
| 軽自動車納税証明書 | 不要 | |
| 住宅用家屋証明書 | 1件　1,300円 | |
| 土地建物その他の証明（資産証明等） | 1件　100円 | |

※その他、詳しくは総務部税務課・収納課、各支所企画総務課（鷹巣支所を除く）までお問い合わせください。

## 出納金融機関について

**【公金の納付】**

税金や水道料金など公共料金の納付などの収納業務は、北秋田市役所会計課及び各支所企画総務課で行います。なお、納付（口座振替含む）については、次のどの金融機関でも行うことができます。

- ㈱秋田銀行鷹巣支店
- ㈱北都銀行鷹巣支店
- ㈱北都銀行米内沢支店
- 秋田県信用組合合川支店
- 鷹巣町農業協同組合西部支所
- 鷹巣町農業協同組合栄支所
- 鷹巣町農業協同組合七日市支所
- あきた北央農業協同組合合川支店
- あきた北央農業協同組合森吉支店
- あきた北央農業協同組合阿仁支店
- 東北労働金庫鷹巣支店
- ㈱秋田銀行阿仁合支店
- ㈱北都銀行合川支店
- 秋田県信用組合鷹巣支店
- 秋田県信用組合森吉支店
- 鷹巣町農業協同組合鷹巣支所
- 鷹巣町農業協同組合綴子支所
- 鷹巣町農業協同組合沢口支所
- あきた北央農業協同組合合川南支店
- あきた北央農業協同組合前田支店
- あきた北央農業協同組合大阿仁支店
- 各郵便局（口座振替に限る）

**【口座振替による納付】**

次の公共料金や税金については、これらの金融機関を通じた口座振替（口座引落し）による納付が便利です。現金を持ち歩くこともなく、また、納め忘れも少ないこの方法を是非ご利用ください。

北秋田市で口座振替（口座引落し）による納付を予定しているものは次の税金、公共料金です。なお、合併前の町で口座振替（口座引落し）による納付を利用されている方は、そのまま継続されますので手続きは不要です。

- 市税（個人市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
- 水道料金
- 公共下水道使用料
- 農業集落排水使用料
- 保育園保育料
- 市営住宅使用料
- 介護保険料
- 下水道受益者負担金
- 浄化槽使用料
- 農業集落排水施設分担金

**【市からの支払い】**

北秋田市からの支払いは、銀行口座（郵便局以外）への振込みを基本としています。

◎市役所へ提出する申請書・請求書をご記入の際は、下記事項に注意してください。

・振込先は、必ず請求者ご本人の名義の口座をご指定ください。

・口座科目（当座・普通・貯蓄預金等）の記入もれ・記入誤りにご注意ください。

・市役所からの銀行への振込依頼は、カタカナ記入により処理されますので、フリガナの明記をお願いします。

# 9 税について

市民税、固定資産税、軽自動車税の税率については合併後も変更はありません。

## 市民税・県民税　総務部税務課

●納税は、勤務先の給与から毎月差し引かれる「特別徴収」と、市から送付された納税通知書により金融機関等に納付する「普通徴収」の方法があります。
●法人市民税は、均等割額と収益等に応じて課税される税割額があります。

## 固定資産税　総務部税務課

１月１日現在、北秋田市に土地・家屋・償却資産（事業用）を所有する、法人及び個人に課税されます。

## 軽自動車　総務部税務課

４月１日現在、北秋田市を主たる定置場所とする、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

●現在使用しているナンバープレートは合併後も有効です。
●軽自動車の車検には納税証明書が必要です。現金納付の方は、納税通知書にある納税証明書（継続検査用）部分を使用してください。口座振替の方は、税務課から送付される「納税証明書」を使用してください。（紛失した場合は各庁舎の企画総務課で再発行します。）
●新規登録・登録変更・廃車等の手続き等については以下のとおりに分かれていますのでご注意ください。

| 車　　種 | 手続き等 |
|---|---|
| 125ccを超える二輪車<br>軽四輪・軽三輪（いわゆる軽自動車） | 大館北秋田地区自家用自動車協会<br>大館市観音堂398-402<br>TEL　0186-43-2381<br>軽自動車検査協会秋田事務所<br>秋田市寺内字イサノ137-1<br>TEL　018-862-3270 |
| 125cc以下の原動機付自転車及び小型特殊自動車 | 北秋田市役所総務部税務課・各支所企画総務課（鷹巣支所を除く） |

## 入湯税　総務部税務課

鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税されます。入湯税の税率は、入湯客１人１日について150円です。
但し、次に掲げる方は課税免除されます。
①年齢12歳未満の方や教育的な目的で市長が特に認めた場合。
②入湯料金が600円未満の施設において入湯する方（但し、宿泊の場合を除く）

## 国民健康保険税　市民生活部保険課

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人の世帯主に課税される税金で、医療費及び介護給付費の支払いに使われます。

**●納める人**

国民健康保険に加入している世帯の世帯主及び加入する資格がない世帯主であってもその世帯に加入者がいる世帯主。
※40歳以上64歳以下の方は、介護保険分が医療保険分と併せて課税されます。

## 証明書の発行　　総務部税務課・収納課

| 種　　類 | 手数料 | 必要なもの |
|---|---|---|
| 所得証明・営業証明・課税証明・非課税証明 | 1件　100円 | 代理人の場合は、委任状または同意書 |
| 納税証明書（法人税を除く） | 1件　100円 | |
| 住宅用家屋証明書 | 1件　1,300円 | |
| 土地台帳・家屋台帳の閲覧、図面の写し | 1件　100円 | |
| 土地家屋価格通知書（登記の際、法務局に提出するもの） | 不　要 | |

合併に伴って、旧合川町・旧森吉町・旧阿仁町の土地・家屋台帳等については各支所で保管しています。これらの課税資料閲覧については、お手数ですが各支所でお願いします。（所有権の確認は、従来どおり秋田地方法務局大館支局でお願いします。）

## 納税について　　総務部収納課

市税の納付は、金融機関、または各庁舎で納めることができます。

●市県民税と固定資産税を第１期納期限までに全期分まとめて納めると前納報奨金が受けられる前納制度がありましたが、平成17年度から廃止となります。

**●口座振替制度をおすすめします。**

忙しいために市税の納付がなかなかできない方にかわって、金融機関および郵便局で、指定した預金口座から市税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。市税の納付にはぜひ口座振替制度をご利用ください。

手続きは、各金融機関の窓口で受け付けています。預金通帳と通帳の印鑑をお持ちください。

●金融機関については、24ページをご覧ください。

## 市税の納期　　総務部収納課

平成17年度から納期は次のように変わります。

| 区分＼月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市県民税 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | |
| 固定資産税 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | | |
| 軽自動車税 | 全期 | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |

# 10 国民年金

市民生活部保険課

## 加入対象者

国民年金の加入者は次の３種類に分かれています。

**●第１号被保険者**

農業、自営業及びその配偶者
学生
フリーアルバイター
無職の人

**●第２号被保険者**

厚生年金保険、共済組合に加入している人

**●第３号被保険者**

厚生年金保険、共済組合加入者の扶養親族になっている配偶者

## 希望すれば加入できる人（任意加入被保険者）

●60歳以上65歳未満の人
●海外に居住する日本人で20歳以上65歳未満の人
●60歳未満の退職年金や老齢年金の受給者

## 国民年金に関する届出

異動した場合は、下記のとおり届出が必要となります。

| 内　　　容 | 届出に必要なもの |
|---|---|
| 会社員や共済組合員でなくなったとき | 年金手帳・印鑑・退職日が確認できるもの |
| 共済組合に加入したとき | 年金手帳・印鑑・健康保険証又は共済組合員証 |
| 住所や氏名が変わったとき | 年金手帳・印鑑 |
| サラリーマンの夫の扶養でなくなったとき | 本人の年金手帳・印鑑・扶養の喪失日が確認できる書類 |
| 国民年金の請求をするとき | 年金手帳・印鑑・本人名義の預金通帳・戸籍謄本など |
| 年金を受給している人の住所や年金受給金融機関が変わるとき | 年金証書・印鑑・通帳 |
| 年金を受給している人が死亡したとき | 年金証書・届出者印鑑・住民票・戸籍謄本・通帳 |

※その他、ご不明な点等については、市民生活部保険課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く）までお問い合わせください。

# 11 国民健康保険

市民生活部保険課

勤務先等の保険に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入することになります。国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、市民生活部市民課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く）で14日以内に届出を行ってください。

●届出の手続き

| | このようなとき | 必要なもの |
|---|---|---|
| 加入するとき | ほかの市区町村から転入してきたとき | ・印鑑<br>・転出証明書<br>※転入手続きをとってください。<br>・家族に国保の方がいる場合は国民健康保険証 |
| 加入するとき | 職場の健康保険をやめたとき<br>職場の健康保険の被扶養者に該当しなくなったとき | ・印鑑<br>・職場の健康保険をやめた日の分かる証明書<br>・職場の健康保険の被扶養者に該当しなくなった日のわかる証明書<br>・家族に国保の方がいる場合は国民健康保険証 |
| 加入するとき | 子どもが生まれたとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| 加入するとき | 生活保護を受けなくなったとき | ・印鑑<br>・保護廃止決定通知書 |
| 脱退するとき | ほかの市区町村へ転出するとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| 脱退するとき | 職場の健康保険に加入したとき<br>職場の健康保険の被扶養者になったとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証<br>・加入した健康保険の保険証<br>（まだ加入していないときは、加入を証明するもの） |
| 脱退するとき | 生活保護を受けるようになったとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証<br>・保護開始決定通知書 |
| 脱退するとき | 死亡したとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| その他 | 退職者医療制度の対象となったとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証<br>・年金証書 |
| その他 | 住所、氏名、世帯主が変わったとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| その他 | 世帯を分けたとき<br>世帯を一緒にしたとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| その他 | 国民健康保険証をなくしたとき | ・印鑑<br>・本人を確認できるもの（運転免許証など） |
| その他 | 旅行や出張により長期間住所を離れるため、国民健康保険証をわけたいとき | ・印鑑<br>・国民健康保険証 |
| その他 | 就学により世帯を離れているため、国民健康保険証をわけたいとき | ・国民健康保険証<br>・在学証明書 |

※脱退の届出が遅れると、資格を喪失した時点までの医療費の国保負担分を返還していただくことがあります。

# 12 子供のために

元気なお子さんを育てていくため、市では様々な支援サービスを実施します。また、育児についての相談窓口の充実を図っています。お気軽にご相談ください。

## 母子保健　　市民生活部保健センター

**●妊娠したら届出を**

妊娠がわかったらなるべく早い時期に、保健センターから母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠中の経過や生まれてからのお子さんの健康を記録するとともに、育児に役立つ情報がたくさん載っています。各種健診や予防接種を受けるときにも必ず必要ですので、大切に使用してください。

**●妊婦・乳幼児健診、相談**

| 健診などの種類 | 内　　　　容 |
|---|---|
| 母子健康手帳交付 | 保健師、栄養士が健康相談、指導を行います。 |
| 妊婦一般健康審査<br>妊婦歯科健康審査 | 医療機関で健診を行います。 |
| 妊婦健康教育 | 妊婦とその家族を対象に保健師が健康相談、指導を行います。 |
| 訪問指導 | 健康相談に応じたり、指導のため保健師が訪問します。 |
| 乳児前期健康審査（3～4 ヶ月児） | 医師の診察、育児相談を行います。 |
| 乳児中期育児相談（6～7 ヶ月児） | 保健師・栄養士による育児相談・離乳食指導を行います。 |
| 乳児後期育児相談（10～11 ヶ月児） | 〃 |
| １歳６ヶ月児健康審査 | 医師・歯科医師の診察及び育児相談を行います。 |
| ２歳児歯科健康審査 | 歯科医師の診察・歯みがき指導・育児相談を行います。 |
| ３歳児健康審査 | 医師・歯科医師の診察、視聴覚検査、育児健康相談を行います。 |
| ５歳児健康相談 | 保健師による健康相談を行います。 |

## 定期予防接種　　市民生活部保健センター

委託医療機関または鷹巣、合川、森吉地区保健センターで行います。

**●集団接種**

| 種　　別 | 回　　数 | 標準的な接種年齢 |
|---|---|---|
| ポリオ（小児まひ） | ２回 | 生後３ヶ月～１８ヶ月 |

**●個別接種**

| 種　　別 | 回　　数 | 標準的な接種年齢 |
|---|---|---|
| ＢＣＧ | １回 | 生後３ヶ月～６ヶ月未満 |
| 三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） | Ⅰ期３回 | 生後３ヶ月～１２ヶ月<br>（３～８週間隔） |
| | Ⅰ期追加 | Ⅰ期終了後１２ヶ月～１８ヶ月 |
| 風しん | １回 | 生後１２ヶ月～３６ヶ月 |
| 麻しん（はしか） | １回 | 生後１２ヶ月～１５ヶ月 |
| 日本脳炎 | Ⅰ期２回 | ３歳児 |
| | Ⅰ期追加 | ４歳児 |

## 乳幼児福祉医療事業　市民生活部保険課

お子さんの医療費のうち、「０歳」～「６歳の誕生日を迎えた日以後の最初の３月31日」までの、保険診療自己負担分を助成します。

医療機関に掛かる場合は、発行される「㊗福祉医療受給者証」を保険証と一緒に提示してください。

| 申請場所 | 必要なもの |
|---|---|
| 市民生活部保険課・各支所市民生活課（鷹巣支所を除く） | 保険証・印鑑 |

## 児童手当　福祉事務所福祉課

小学校３年生までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得により支給されない場合があります。

| 支給額 | 支給時期 | 申請場所 | 必要なもの |
|---|---|---|---|
| 第１子　5,000円<br>第２子　5,000円<br>第３子以降　10,000円 | ２月、６月、10月にそれぞれの前４ヶ月分が支給されます。 | 本　庁　福祉課<br>各支所　総合福祉課 | ・児童手当用所得証明書（対象児童の父・母の所得が確認できる書類）<br>・健康保険被保険者証<br>・印鑑<br>・児童を養育している方の口座番号 |

※受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。
※転入された方で前住所地で手当を受給された場合でも、新たに請求をしていただく必要があります。
※手当を受給されている方は毎年６月に、受給要件を確認するための現況届を提出していただきます。

## すこやか出産一時金貸付事業　福祉事務所福祉課

出産のための準備費用や出産費用を支援するために、新生児１人につき30万円を限度として無利子で貸付を行います。貸付は、出産予定日の１ヶ月前から貸付が可能です。返済は一括返済とし、出産育児一時金受け取り時に返済していただきます。

## 就学祝金事業　福祉事務所福祉課

ひとり親家庭に対して、小学校・中学校入学時に、児童・生徒一人につき一時金として１万円を支給します。

## チャイルドシート購入補助金　各支所市民生活課

チャイルドシートを購入した場合、一人のお子様につき１回補助を受けることができます。取扱説明書と領収書を持参の上申請してください。上限が10,000円で購入額の３分の１が補助されます。

## 子育てサポートハウス　福祉事務所福祉課

わんぱぁくは年中無休で、在宅で育児にあたるご家族の交流の場として、また、一時的な預かり保育サービスや各種子育て相談業務、子育て情報の提供や病後児保育も実施しております。

| 名称 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 子育てサポートハウス（わんぱぁく） | 北秋田市花園町19-4 | 0186-62-5557 |

# 13 幼稚園・保育園

●北秋田市内の幼稚園・保育園一覧

| 新名称 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 鷹巣中央保育園 | 北秋田市大町2-30 | 0186-62-2630 |
| 鷹巣東保育園 | 〃　栄字太田新田43-2 | 0186-62-2254 |
| 竜森保育園 | 〃　七日市字漆原岱37-4 | 0186-66-2531 |
| あいかわ保育園 | 〃　李岱字下豊田1 | 0186-78-9030 |
| 米内沢保育園 | 〃　米内沢字御嶽84-1 | 0186-72-4020 |
| 前田保育園 | 〃　阿仁前田字下川端103-1 | 0186-75-2316 |
| 浦田保育園 | 〃　浦田字上岱２ | 0186-73-2131 |
| 阿仁合保育園 | 〃　阿仁水無字畑町東裏175 | 0186-82-3113 |
| 大阿仁保育園 | 〃　阿仁比立内字堂ノ向40 | 0186-84-2109 |
| 鷹巣北幼稚園 | 〃　綴子字糠沢上谷地290-2 | 0186-63-0878 |
| 鷹巣西幼稚園 | 〃　坊沢字善千鳥坂17 | 0186-62-2613 |
| 鷹巣保育園 | 〃　東横町10-34 | 0186-62-1249 |
| 南鷹巣保育園 | 〃　脇神字高村岱140 | 0186-62-1140 |
| 七日市保育園 | 〃　七日市字石倉岱18 | 0186-66-2054 |
| 綴子保育園 | 〃　綴子字大堤26-1 | 0186-62-0786 |
| 鷹巣教会幼稚園 | 〃　東横町10-33 | 0186-62-1049 |

## 子育て支援センター　　福祉事務所福祉課

子育て支援センターでは、育児に関する総合的な相談に応じたり、育児講座などの各種事業を行います。

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 | 設置箇所 |
|---|---|---|---|
| 鷹巣地域子育て支援センター | 北秋田市東横町10-34 | 0186-62-1999 | 鷹巣保育園内 |
| 子育て支援室「あいあい」 | 〃　李岱字下豊田1 | 0186-78-9030 | あいかわ保育園内 |

## 放課後児童健全育成事業　　福祉事務所福祉課

放課後児童クラブとは、保護者が就労や病気・介護などの理由により、放課後家にいないご家庭のお子さんの健全育成を図るために放課後や、学校の長期休校日等において一定時間お預かりする施設です。

| 名　称 | 設置場所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 鷹巣中央小児童クラブ | 鷹巣中央小学校余裕教室 | 0186-62-2300 |
| 鷹巣南小児童クラブ | 鷹巣南小学校余裕教室 | 0186-66-2570 |
| 鷹巣小児童クラブ | 鷹巣児童館 | 0186-63-2436 |
| 鷹巣東小児童クラブ | 太田児童館 | 0186-62-0156 |
| 鷹巣西小児童クラブ | 鷹巣西児童館 | 0186-62-1922 |
| 綴子小児童クラブ | 綴子基幹集落センター | 0186-62-1472 |
| 合川東地区児童クラブ | 旧合川東保育園 | 0186-78-2309 |
| 合川西地区児童クラブ | 旧合川西保育園 | 0186-78-2279 |
| 合川南地区児童クラブ | 旧合川南保育園 | 0186-78-3442 |
| 合川北地区児童クラブ | 旧合川北保育園 | 0186-78-2034 |
| 米内沢児童クラブ | 米内沢小学校余裕教室 | 080-1811-5589 |
| 前田児童クラブ | 前田小学校余裕教室 | 080-1810-2830 |
| 阿仁合児童クラブ | 阿仁合小学校余裕教室 | 0186-82-2326 |
| 大阿仁児童クラブ | 大阿仁小学校余裕教室 | 0186-84-2030 |

# 14 福祉・介護・医療

## 介護保険について　福祉事務所高齢者支援課

介護保険制度は今まで主に家族が行っていた介護を社会全体で支え、老後を安心して送ることができるように創られた制度です。

介護サービスは、「在宅」で受けるものと「施設」で受けるものがあります。介護サービスを受けるには、福祉事務所高齢者支援課または支所総合福祉課（鷹巣支所を除く）で申請していただき、介護が必要であると認定される必要があります。

## 在宅介護支援センター　福祉事務所高齢者支援課

在宅介護支援センターは、支援を必要とするお年寄りや家族の方々の在宅介護に関する相談に応じます。介護に関するご相談は、お気軽にご相談ください。

| 名　称 | 設置場所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 森吉基幹型在宅支援センター | 北秋田市米内沢字寺ノ上85 | 0186-60-5035 |
| 鷹巣在宅介護支援センター | 北秋田市花園町16-1 | 0186-63-1664 |
| ケアタウンたかのす在宅介護支援センター | 北秋田市脇神字南陣場岱10 | 0186-60-0505 |
| 合川在宅介護支援センター | 北秋田市上杉字金沢162-1 | 0186-78-5156 |
| 森吉社会福祉協議会在宅介護支援センター | 北秋田市阿仁前田字下前田家ノ前62-1 | 0186-75-3519 |
| もりよし荘在宅介護支援センター | 北秋田市米内沢字七曲２５ | 0186-72-5030 |
| 阿仁在宅介護支援センター | 北秋田市阿仁水無字宮後４ | 0186-82-3020 |

## 介護保険で利用できる介護サービス　福祉事務所高齢者支援課

| 在宅サービス | | 施設サービス |
|---|---|---|
| ・訪問介護 | ・居宅療養管理指導 | |
| ・訪問入浴 | ・短期入所サービス | |
| ・通所介護 | ・認知症対応型共同生活介護 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） |
| ・訪問看護 | ・特定施設入所者生活介護 | 介護老人保健施設 |
| ・居宅介護支援 | ・福祉用具貸与 | 介護療養型医療施設（療養病床など） |
| ・通所リハビリテーション | ・住宅改修費の支給 | |
| ・訪問リハビリテーション | ・福祉用具購入費の支給 | |

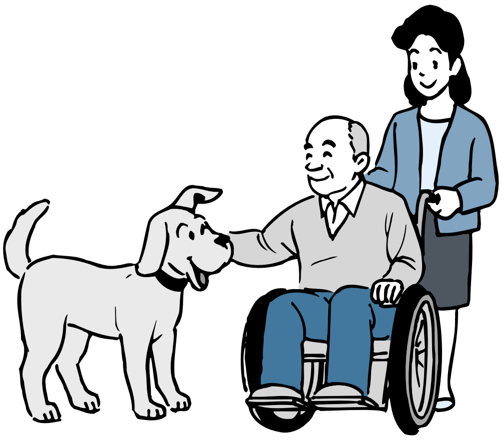

## 介護保険料の納め方　福祉事務所高齢者支援課

| 被保険者の区分 | 納付方法 |
|---|---|
| 第１号被保険者<br>（65歳以上の方全員） | 介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。（特別徴収）但し、年金額が年額18万円未満の方、年度の途中で65歳になった方などは、納付書により個別に納めていただきます。（普通徴収） |
| 第２号被保険者<br>（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方全員） | 加入されている医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。 |

普通徴収の納期は７月（１期）から２月（８期）までとなります。なお、納付に便利な口座振替も扱っておりますので、福祉事務所高齢者支援課又は、支所総合福祉課（鷹巣支所を除く）にお問い合わせください。

| 区分＼月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護保険料 | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |

## 母子・父子福祉

**●児童扶養手当（問合せ先：本庁福祉事務所または支所総合福祉課）**

18歳までの児童を養育している母子家庭の母、または養育者などに手当が支給されます。（18歳の誕生日を迎えた日以後の最初の３月31日までの間にあるもの）

手当の額は、児童数および所得により異なります。

**●母子・父子家庭の福祉医療制度（問合せ先：市民生活部保険課又は、各支所市民生活課）**

18歳までの母子・父子家庭の児童の医療費（18歳の誕生日を迎えた日以後の最初の３月31日まで）のうち保険診療自己負担分を助成します（所得制限があります）。発行される「㊗福祉医療費受給者証」を保険証と一緒に医療機関で提示してください。

**●母子寡婦福祉資金等の貸付（問合せ先：福祉事務所または支所総合福祉課）**

母子家庭および寡婦の経済的自立と生活の安定、子供の福祉を図るため、無利子または低金利で各種資金の貸付を行っておりますので気軽に相談ください。

## 障害をお持ちの方へ

障害のある方が暮らしやすい社会を目指して、様々な支援を行っています。福祉サービスを受けるためには手帳の交付を受けることが必要です。詳しくは福祉事務所または支所総合福祉課までお問合せください。

## 生活保護・民生委員等

**●生活保護（問合せ先：福祉事務所または支所総合福祉課）**

生活保護は、世帯の収入、扶養義務者援助及び資金、各種援助制度を活用しても最低生活を営むことができない方に対して、必要な保護を行い、自立を援助する制度です。

**●民生委員・児童委員**

みなさんの地域で、身近にいて福祉などの相談にのってくれたり、力を貸してくれるのが民生委員・児童委員です。暮らしのこと、子どものことなど幅広く相談に応じます。

なお、地区ごとに担当の民生委員・児童委員が決まっていますが、わからない場合は、福祉事務所福祉課にお問合せください。

## いろいろな医療給付　　市民生活部保険課

国民健康保険では、医療機関で受ける給付のほか、申請すれば次のような給付が受けられます。（職場の健康保険の方は、職場の担当の方へお聞きください。国民健康保険の方は、市民生活部保険課または、支所市民生活課（鷹巣支所を除く）へ申請してください。）

### ●出産育児一時金

被保険者が出産した場合に、30万円を支給します。

| | |
|---|---|
| 申請に必要なもの | 保険証、印鑑、母子健康手帳、死産・流産の場合は医師の証明書、世帯主の口座番号 |

※妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

### ●葬祭費

被保険者が死亡した場合に、５万円を支給します。

| | |
|---|---|
| 申請に必要なもの | 保険証、印鑑、葬祭を行った方の口座番号 |

### ●療養費

コルセットなどの補装具代や、保険証を持たずに受診した場合など一旦全額自己負担した場合は、申請し審査で決定すれば自己負担分を除いた分が支給されます。

| | |
|---|---|
| 申請に必要なもの | 保険証、印鑑、領収書、医師の診断書、世帯主の口座番号 |

### ● 高額療養費

１ヶ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば限度額を超えた分が支給されます。70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なりますので、詳しくは市民生活部保険課または支所市民生活課（鷹巣支所を除く）までお問合せください。

| | |
|---|---|
| 申請に必要なもの | 保険証、印鑑、領収書、世帯主の口座番号 |

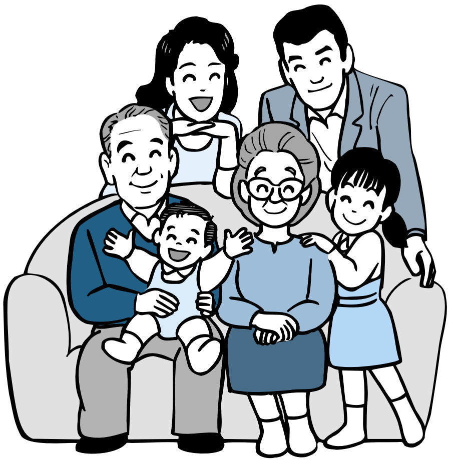

# 15 消　防

北秋田市消防本部

市民の命と財産を守り、安心で安全な北秋田市を創るため、火災の予防・対策や救急体制の強化を図ります。

## 緊急通報の仕方

**●救急要請・火災時の場合の受け応え（一般の電話からの119番通報）**

| 消防本部 | 救急要請者 | 火災通報者 |
|---|---|---|
| ・消防署119番です。火事ですか？救急ですか？ | ・急病です。救急車お願いします。 | ・火災です。 |
| ・場所はどこですか？ | ・「○○町の○○の家です。目標は○○の向かいです。」と落ち着いて住所と目標を伝えてください。 | ・「○○町の○○の家です。目標は○○の向かいです。」と落ち着いて住所と目標を伝えてください。 |
| ・どうしましたか？ | ・「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「どうした」の要領で簡単に説明してください。 | |
| ・あなたのお名前と現在使用している電話番号は？ | ・ 明確に応えてください。 | ・ 明確に応えてください。 |

※携帯電話からの119番通報は、隣接する大館周辺広域市町村圏組合消防本部で受理した後、北秋田市消防本部に転送されますので、通報している場所の周辺の特徴あるいは目標物等を落ち着いて、できるだけ正確に伝えてください。

## 届　出　等

以下の行為をする場合は、事前に届出が必要となります。不明な点等については北秋田市消防本部までお問い合わせください。

- 炎、花火又は高温体となる物を使用する場合
- 防火対象物を使用するとき、使用開始前に必要な事項を届ける
- 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備を設置する場合及び設置後に変更する場合
- 内燃機関による発電施設（固定して用いるものに限る）蓄電池設備を設置使用とする場合。
- 設備容量２キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- 水素ガスを充てんする気球の設備
- 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為
- 煙火（がん具用煙火を除く）の打上げ又は仕掛け
- 水道工事のため断水したり減水する場合　・消防隊の通行その他消化活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事等

## 消防本部・消防署

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 北秋田市消防本部・消防署 | 北秋田市鷹巣字北家中85 | 0186-62-1119 |
| 北秋田市消防署合川分署 | 〃　新田目字大野103-4 | 0186-78-2119 |
| 〃　森吉分署 | 〃　米内沢字田ノ沢32-1 | 0186-72-3119 |
| 〃　阿仁分署 | 〃　阿仁銀山字下新町41-14 | 0186-82-2119 |
| 〃　上小阿仁分署 | 上小阿仁村小沢田字向川原118 | 0186-77-2250 |

# 16 その他の事項について

## ご　み　　市民生活部生活環境課

●家庭ごみ収集

ごみの出し方は、平成17年度は旧町のとおりです。新しい「ごみ収集カレンダー」で確認してください。なお、引越し等により一時的に大量に発生したごみを処理する場合は、事前に各支所市民生活課で手続きをしてから処理場に自己搬入するか、市の許可業者に処理を依頼してください。（有料）

●事業ごみ収集

ここでいう事業ごみとは、事業活動に伴って発生したごみの中で産業廃棄物以外のごみのことです。事業ごみを処理する場合は、事前に各支所市民生活課で手続きをしてから処理場に自己搬入するか、市の許可業者に処理を依頼してください。（有料）

●生ごみ処理機への補助

家庭から排出される生ごみの減量化のため、家庭用電気生ごみ処理機購入の際に助成制度があります。

補助額は、１世帯１台6,000円です。領収書と品質保証書をもって申請してください。

## 犬の登録等　　市民生活部生活環境課

●登録

犬を飼う方は、自分の飼っている犬を登録することが義務付けられています。登録の手続きは、支所市民生活課で行っています。また、飼っている犬が死亡したり、行方不明になった場合は、抹消登録する必要がありますのでご連絡ください。

●注射

生後３ヶ月以上の飼い犬については、狂犬病の予防接種を受ける必要があります。予防接種は、年１回行われる集合注射を利用するか、最寄の獣医さんで受けてください。

## 斎場について　　市民生活部生活環境課

斎場の使用を希望される方は、市民生活部市民課または支所市民生活課（鷹巣支所を除く）にお問い合わせください。なお、使用される場合は使用料がかかります。

| 名称 | 所在地 | 問合せ先 |
|---|---|---|
| 鷹巣斎場 | 北秋田市綴子字作坂304番地2 | 市民生活部市民課<br>TEL62-1114 |
| 阿仁斎場 | 北秋田市阿仁荒瀬字向岱46番地10 | |

●使用料

| 適用区分 | 料金 | 適用区分 | 料金 |
|---|---|---|---|
| 15歳以上（火葬）市民 | 3,000円 | 15歳未満（火葬）市民 | 1,500円 |
| 〃　市民以外 | 30,000円 | 〃　市民以外 | 20,000円 |

## 水道・下水道・農業集落排水　　建設部下水道課・水道課

●家庭の水道工事と届け出

水道（本管分岐から蛇口まで）の新設、増設、改造、撤去工事などをする場合は、北秋田市指定給水装置工事事業者へお申込みください。

水道の利用を始めるとき、または中止するときは届出が必要です。お早めに手続きをしてください。

使用者や所有者の変更が生じた場合は、名義変更が必要となります。

●供用開始区域は宅内工事を

自然環境保全のために、すでに供用を開始されている公共下水道及び農業集落排水の区域内のお宅は、早期に宅内排水設備の工事をしましょう。

ただし、宅内排水設備の工事（新設、増設、改造、撤去）を実施する場合は北秋田市指定排水設備工事店へ申込みしてください。

下水道の使用を始めるとき、または中止するときは届出が必要です。お早めに手続きをしてください。

使用者や所有者に変更が生じた場合は、名義変更が必要となります。

## 合併処理浄化槽の補助　　建設部下水道課

合併処理浄化槽を設置する場合、補助制度があります。申請には、浄化槽に関する各種書類、添付書類が必要となりますので、事前にお問合せください。

## 道路や水路を占用・使用するとき　建設部道路河川課

道路や水路を一時使用したり、道路敷地に建設用の足場や広告塔を立てたり、配水管を埋設するときは、道路管理者から道路占用許可を受けなければなりません。また、占用料が必要な場合もあります。

## 市営住宅　建設部都市計画課

町営住宅に空室が出れば広報等により募集をお知らせいたします。入居を希望される方は申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して本人あるいは代理の方が、募集期間内に建設部都市計画課または、支所産業建設課（鷹巣支所を除く）に申込みください。

| | |
|---|---|
| 入居資格 | ・現在、同居している親族、または同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）がいる方。<br>・過去一年間の所得金額が一定の基準内であること。<br>・現に住宅に困窮していることが明らかな方。<br>・国税・地方税・公共料金等を滞納していない方。 |
| 住宅家賃等 | 入居者や同居者の過去一年間の所得によって異なります。敷金として入居決定時、家賃の３ヶ月分納付が必要です。（連帯保証人が１名必要です。） |

## 建築確認　建設部都市計画課

建築物を新築・増改築される方は、工事にかかる前に建築確認申請が必要です。建築確認のない場合は、「違法建築」となり場合によっては「除却命令」が出されることがあります。

### ●確認申請が必要な場合

| | |
|---|---|
| 新　　築 | 地域、面積、用途に関係なく申請が必要 |
| 増 改 築 | 床面積が10㎡を超える場合申請が必要 |

※手数料は延べ面積によって異なりますのでお問合せください。

## 農 林 業　農業委員会・産業部農林課

### ●農地についての届出・許可・相談

農地を売買、賃借、贈与、交換、転用等をするときは、農業委員会の許可が必要です。
農地や農業者年金に関することは、農業委員会にお問合せください。

### ●農業関係制度資金

制度資金を活用して、農業経営の安定化を図りましょう。詳しくは産業部農林課・鷹巣支所産業課又は支所産業建設課までお問合せください。

## 商工業・労働　産業部商工観光課

### ●中小企業振興資金保証制度

市内の中小企業の振興を図るための融資制度や中心市街地活性化のための様々な事業を実施しています。
詳しくは、商工観光課までお問合せください。

### ●出稼ぎ労働者援護事業

出稼ぎ労働者の安全な就労と健康管理等のため、出稼ぎ労働者の援護事業を実施します。詳しくは産業部商工観光課までお問合せください。

# 17 教育・スポーツ

## 学校教育　　教育委員会義務教育課・高校教育課

### ●北秋田市立小・中学校

| | 名　称 | 設置場所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 北秋田市立鷹巣小学校 | 北秋田市鷹巣字南中家下37-1 | 0186-62-2041 |
| | 北秋田市立鷹巣東小学校 | 〃　栄字田沢古川布252 | 0186-62-1645 |
| | 北秋田市立綴子小学校 | 〃　綴子字街道下59 | 0186-62-1084 |
| | 北秋田市立竜森小学校 | 〃　七日市字三ノ渡大野10-1 | 0186-66-2530 |
| | 北秋田市立鷹巣中央小学校 | 〃　脇神字高村岱79-12 | 0186-62-1558 |
| | 北秋田市立鷹巣南小学校 | 〃　七日市字中岱31 | 0186-66-2053 |
| | 北秋田市立鷹巣西小学校 | 〃　坊沢字善千鳥坂5 | 0186-62-1549 |
| | 北秋田市立合川東小学校 | 〃　上杉字下屋布岱271-1 | 0186-78-2105 |
| | 北秋田市立合川西小学校 | 〃　李岱字上岱40 | 0186-78-2107 |
| | 北秋田市立合川南小学校 | 〃　三木田字谷地1-1 | 0186-78-2126 |
| | 北秋田市立合川北小学校 | 〃　木戸石字屋布岱35 | 0186-78-2128 |
| | 北秋田市立米内沢小学校 | 〃　本城字中島69 | 0186-72-3029 |
| | 北秋田市立浦田小学校 | 〃　浦田字上岱5 | 0186-73-2106 |
| | 北秋田市立前田小学校 | 〃　阿仁前田字下川端167-1 | 0186-75-2002 |
| | 北秋田市立阿仁合小学校 | 〃　阿仁水無字上岱13-2 | 0186-82-2326 |
| | 北秋田市立大阿仁小学校 | 〃　阿仁比立内字様ノ向1 | 0186-84-2030 |
| 中学校 | 北秋田市立鷹巣中学校 | 〃　坊沢字下上野79 | 0186-62-1701 |
| | 北秋田市立鷹巣南中学校 | 〃　脇神字塚ノ岱165-1 | 0186-63-2255 |
| | 北秋田市立合川中学校 | 〃　李岱字家向1 | 0186-78-2135 |
| | 北秋田市立森吉中学校 | 〃　桂瀬字下柏木岱1 | 0186-73-2335 |
| | 北秋田市立阿仁中学校 | 〃　阿仁水無字畑町東裏194 | 0186-82-2325 |

### ●小中学校の給食費

小学校の給食費 270円（完全給食）、250円（補食給食）
中学校の給食費 300円（完全給食）
※給食費の納入方法については、平成18年度から口座振替に統一します。

### ●北秋田市立高等学校

| 種　別 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 北秋田市立合川高等学校 | 北秋田市下杉字中島54-2 | 0186-78-3177 |

## 奨学金等　　教育委員会義務教育課・高校教育課

●経済的理由により修学が困難な高等学校生・高等専門学校生・短期大学・大学生を援助するために、一定の基準により資金の貸付けを行います。

## 生涯学習

生涯学習は、人々が自己の充実と生活の向上を目指して、生涯にわたって行う自発的な学習です。

それは、日常のスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など生活のあらゆる領域にまたがっています。

市では、生涯学習の推進を図るため、生涯学習推進本部を設置しています。

生涯学習に関するお問い合わせは、教育委員会生涯学習課までお問い合わせください。

### ●公民館

市内には、以下の公民館があり、いろいろな学級や講座を開設しています。また、趣味のサークルをつくり、公民館を利用して積極的に活動している仲間もいます。多くの市民に参加していただき、新しい仲間をつくり、余暇の時間を十分に活用してください。

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 北秋田市中央公民館 | 北秋田市花園町15-1 | 0186-62-1130 |
| 〃　栄公民館 | 〃　栄字下夕前田9-1 | 0186-62-0744 |
| 〃　坊沢公民館 | 〃　坊沢字善千鳥坂17 | 0186-62-4729 |
| 〃　七座公民館 | 〃　今泉字根立場65-2 | 0186-67-2529 |
| 〃　沢口公民館 | 〃　脇神字下太田表22-1 | 0186-62-4829 |
| 〃　綴子公民館 | 〃　綴子字掛泥道上151-1 | 0186-62-1472 |
| 〃　七日市公民館 | 〃　七日市字寺山下7 | 0186-66-2001 |
| 〃　合川公民館 | 〃　李岱字下豊田25 | 0186-78-2114 |
| 〃　合川駅前公民館 | 〃　新田目字大野82-1 | 0186-78-2117 |
| 〃　森吉公民館 | 〃　米内沢字寺の下16-3 | 0186-72-3259 |
| 〃　阿仁公民館 | 〃　阿仁水無字大町146-1 | 0186-82-2220 |

## スポーツ　　教育委員会スポーツ振興課

町民の皆さんが生活の中で、手軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、体力の増進が図られるよう、スポーツ情報の提供や各種施設の整備を行っております。

| 施設名 | 所在地 | 使用時間 | 問合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 鷹巣体育館 | 北秋田市鷹巣字東中岱11 | 午前 8：30～<br>午後10：00まで | スポーツ振興課<br>（鷹巣体育館）<br>TEL62-3800 |
| 北健康増進センター | 〃　綴子字糠沢上谷地301 | 午前 8：30～ | |
| 中央公園野球場 | 〃　脇神字米ノ岱27-90 | 午後10：00まで<br>午前 5：00～ | |
| 鷹巣中央公園テニスコート | 〃　〃 | 午後 7：00まで | |
| 鷹巣北野球場 | 〃　坊沢字下上野79 | 〃 | |
| 鷹巣陸上競技場 | 〃　坊沢字上野2 | 〃 | |
| 鷹巣北テニスコート | 〃　坊沢字下上野79地内 | 〃 | |
| 米代川河川緑地広場 | 〃　鷹巣字南三ツ谷岱 | 〃 | |
| 鷹巣プール | 〃　鷹巣字東中岱11 | 〃<br>午前10：00～ | |
| 市営薬師山スキー場 | 〃　今泉字鳥越13-1外 | 午後 9：00まで | |

| 施設名 | 所在地 | 使用時間 | 問合わせ先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 合川体育館 | 北秋田市李岱字下豊田25 | 午前 9 ：00～<br>午後10：00まで | 合川体育館<br>TEL78-2178 |
| 合川野球場 | 〃　下杉字中島70-2 | 午前 5 ：00～<br>午後 7 ：00まで | |
| 合川ひまわりテニスコート | 〃　上杉字金沢162-1 | 午前 5 ：00～<br>午後 7 ：00まで | |
| 合川ゲートボール場 | 〃　〃 | 午前 9 ：00～<br>午後 5 ：00まで | |
| 合川プール | 〃　李岱字下豊田 5 | 午前10：00～<br>午後 7 ：00まで | |
| 森吉総合スポーツセンター | 〃　米内沢字七曲172 | 午前 8 ：30～<br>午後10：00まで | 森吉総合スポーツセンター<br>TEL60-5566 |
| 前田体育館 | 〃　阿仁前田字下川端134 | 午前 9 ：00～<br>午後 9 ：00まで | |
| 米内沢テニスコート | 〃　米内沢字ヲツコ沢1番地 | 午前 5 ：00～<br>午後 7 ：00まで | |
| 森吉野球場 | 〃　米内沢字七曲93 | 午前 5 ：00～<br>午後 9 ：00まで | |
| 阿仁運動場 | 〃　阿仁水無字畑町東裏76 | 午前 5 ：00～<br>日没まで | 阿仁支所<br>企画総務課<br>TEL82-2111 |
| 阿仁体育館 | 〃　阿仁水無字畑町東裏130 | 午前 6 ：00～<br>午後 9 ：00まで | |
| 市営阿仁湯口内スキー場 | 〃　阿仁水無字湯口内298-2外 | | |
| 市営阿仁松森スキー場 | 〃　阿仁幸屋渡字山根46-7外 | | |
| 市営阿仁ジャンプ場 | 〃　阿仁吉田字黒森17-1外 | | |
| 市営阿仁打当温泉スキー場 | 〃　阿仁打当字野倉岱 1 | | |
| 阿仁テニス場 | 〃　阿仁水無字畑町東裏43 | 午前 5 ：00～<br>午後 7 ：00まで | |

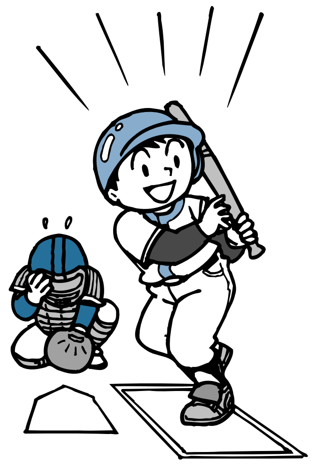

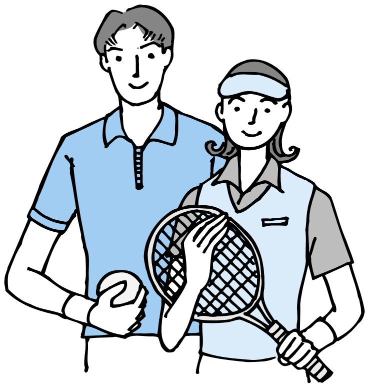

# 18 施設名称一覧

| 旧　名　称 | 新　名　称 | 電話番号(問い合わせ先) |
|---|---|---|
| **1．庁舎** | | |
| 鷹巣町役場 | 北秋田市役所本庁 | 0186-62-1111㈹ |
| | 北秋田市役所鷹巣支所 | 0186-62-1117㈹ |
| | 北秋田市福祉事務所 | 0186-62-1112㈹ |
| | 北秋田市役所分庁舎 | ※7ページの電話番号一覧参照 |
| 合川町役場 | 北秋田市役所合川支所 | 0186-78-2100㈹ |
| 森吉町役場 | 北秋田市役所森吉支所 | 0186-72-3111㈹ |
| 阿仁町役場 | 北秋田市役所阿仁支所 | 0186-82-2111㈹ |
| 森吉町前田支所 | 北秋田市役所前田出張所 | 0186-75-2111 |
| 阿仁町大阿仁支所 | 北秋田市役所大阿仁出張所 | 0186-84-2311 |
| **2．公民館** | | |
| 鷹巣町中央公民館 | 北秋田市中央公民館 | 0186-62-1130 |
| 鷹巣町栄公民館 | 北秋田市栄公民館 | 0186-62-0744 |
| 鷹巣町坊沢公民館 | 北秋田市坊沢公民館 | 0186-62-4729 |
| 鷹巣町七座公民館 | 北秋田市七座公民館 | 0186-67-2529 |
| 鷹巣町沢口公民館 | 北秋田市沢口公民館 | 0186-62-4829 |
| 鷹巣町綴子公民館 | 北秋田市綴子公民館 | 0186-62-1472 |
| 鷹巣町七日市公民館 | 北秋田市七日市公民館 | 0186-66-2001 |
| 合川町公民館 | 北秋田市合川公民館 | 0186-78-2114 |
| 合川町公民館 | 北秋田市合川駅前公民館 | 0186-78-2117 |
| 森吉町公民館 | 北秋田市森吉公民館 | 0186-72-3259 |
| 森吉町前田地区公民館 | 北秋田市前田地区公民館 | 0186-75-2100 |
| 阿仁町公民館 | 北秋田市阿仁公民館 | 0186-82-2220 |
| **3．公園** | | |
| 鷹巣町中央公園 | 北秋田市鷹巣中央公園 | 建設部都市計画課<br>0186-62-6641 |
| 鷹巣町運動公園 | 北秋田市鷹巣運動公園 | スポーツ振興課(鷹巣体育館)<br>0186-62-3800 |
| 鷹巣町米代河川緑地広場 | 北秋田市米代河川緑地広場 | |
| 合川町平和公園 | 北秋田市合川平和公園 | 合川支所企画総務課<br>0186-78-2100 |
| 合川町立翠雲公園 | 北秋田市合川翠雲公園 | |
| 合川町立水辺環境公園 | 北秋田市合川水辺環境公園 | |
| 合川町立こいこいパーク | 北秋田市合川こいこいパーク | |
| 大野台ハイランド | 北秋田市大野台ハイランド | |
| 広域組合圏民運動公園 | 北秋田市桂瀬運動公園 | |
| 阿仁町河川公園 | 北秋田市阿仁河川公園 | 阿仁支所企画総務課<br>0186-82-2111 |

| 旧　名　称 | 新　名　称 | 電話番号(問い合わせ先) |
|---|---|---|
| **4．体育施設** | | |
| 鷹巣町鷹巣体育館 | 北秋田市鷹巣体育館 | スポーツ振興課（鷹巣体育館）0186-62-3800 |
| 鷹巣町北健康増進センター | 北秋田市北健康増進センター | |
| 鷹巣町中央公園野球場 | 北秋田市中央公園野球場 | |
| 鷹巣町中央公園テニスコート | 北秋田市中央公園テニスコート | |
| 鷹巣町北野球場 | 北秋田市鷹巣北野球場 | |
| 鷹巣町陸上競技場 | 北秋田市鷹巣陸上競技場 | |
| 鷹巣町北テニスコート | 北秋田市鷹巣北テニスコート | |
| 鷹巣町米代河川緑地広場 | 北秋田市米代河川緑地広場 | |
| 鷹巣町町民プール | 北秋田市営プール | |
| 鷹巣町薬師山スキー場 | 北秋田市営薬師山スキー場 | |
| 合川町民体育館 | 北秋田市合川体育館 | スポーツ振興課（合川体育館）0186-78-2178 |
| ひまわりテニスコート | 北秋田市合川ひまわりテニスコート | |
| 合川町屋内外ゲートボール場 | 北秋田市合川ゲートボール場 | |
| 合川町町民プール | 北秋田市合川プール | |
| 森吉町総合スポーツセンター | 北秋田市森吉総合スポーツセンター | スポーツ振興課（森吉総合スポーツセンター）0186-60-5566 |
| 森吉町前田体育館 | 北秋田市森吉体育館 | |
| 森吉町米内沢テニスコート | 北秋田市米内沢テニスコート | |
| 森吉町立野球場 | 北秋田市森吉野球場 | |
| 阿仁町民運動場 | 北秋田市阿仁運動場 | 阿仁支所企画総務課 0186-82-2111 |
| 阿仁町民体育館 | 北秋田市阿仁体育館 | |
| 阿仁町営湯口内スキー場 | 北秋田市営湯口内スキー場 | |
| 阿仁町営松森スキー場 | 北秋田市営松森スキー場 | |
| 阿仁町営ジャンプ場 | 北秋田市営ジャンプ場 | |
| 阿仁町営打当温泉スキー場 | 北秋田市営打当温泉スキー場 | |
| 阿仁町営テニス場 | 北秋田市阿仁テニス場 | |
| **5．小中学校** | | |
| 鷹巣町立鷹巣小学校 | 北秋田市立鷹巣小学校 | 0186-62-2041 |
| 鷹巣町立東小学校 | 北秋田市立鷹巣東小学校 | 0186-62-1645 |
| 鷹巣町立綴子小学校 | 北秋田市立綴子小学校 | 0186-62-1084 |
| 鷹巣町立竜森小学校 | 北秋田市立竜森小学校 | 0186-66-2530 |
| 鷹巣町立中央小学校 | 北秋田市立鷹巣中央小学校 | 0186-62-1558 |
| 鷹巣町立南小学校 | 北秋田市立鷹巣南小学校 | 0186-66-2053 |
| 鷹巣町立西小学校 | 北秋田市立鷹巣西小学校 | 0186-62-1549 |
| 合川町立合川東小学校 | 北秋田市立合川東小学校 | 0186-78-2105 |
| 合川町立合川西小学校 | 北秋田市立合川西小学校 | 0186-78-2107 |

| 旧　名　称 | 新　名　称 | 電話番号(問い合わせ先) |
|---|---|---|
| 合川町立合川南小学校 | 北秋田市立合川南小学校 | 0186-78-2126 |
| 合川町立合川北小学校 | 北秋田市立合川北小学校 | 0186-78-2128 |
| 森吉町立米内沢小学校 | 北秋田市立米内沢小学校 | 0186-72-3029 |
| 森吉町立浦田小学校 | 北秋田市立浦田小学校 | 0186-73-2106 |
| 森吉町立前田小学校 | 北秋田市立前田小学校 | 0186-75-2002 |
| 阿仁町立阿仁合小学校 | 北秋田市立阿仁合小学校 | 0186-82-2326 |
| 阿仁町立大阿仁小学校 | 北秋田市立大阿仁小学校 | 0186-84-2030 |
| 鷹巣町立鷹巣中学校 | 北秋田市立鷹巣中学校 | 0186-62-1701 |
| 鷹巣町立鷹巣南中学校 | 北秋田市立鷹巣南中学校 | 0186-63-2255 |
| 合川町立合川中学校 | 北秋田市立合川中学校 | 0186-78-2135 |
| 森吉町立森吉中学校 | 北秋田市立森吉中学校 | 0186-73-2335 |
| 阿仁町立阿仁中学校 | 北秋田市立阿仁中学校 | 0186-82-2325 |
| **6．高等学校** | | |
| 秋田県公立合川高等学校 | 北秋田市立合川高等学校 | 0186-78-3177 |
| **7．幼児・児童施設** | | |
| 鷹巣町立鷹巣中央保育園 | 北秋田市立鷹巣中央保育園 | 0186-62-2630 |
| 鷹巣町立鷹巣東保育園 | 北秋田市立鷹巣東保育園 | 0186-62-2254 |
| 鷹巣町立鷹巣竜森保育園 | 北秋田市立鷹巣竜森保育園 | 0186-66-2531 |
| 合川町立あいかわ保育園 | 北秋田市立あいかわ保育園 | 0186-78-9030 |
| 森吉町立米内沢保育園 | 北秋田市立米内沢保育園 | 0186-72-4020 |
| 森吉町立前田保育園 | 北秋田市立前田保育園 | 0186-75-2316 |
| 森吉町立浦田保育園 | 北秋田市立浦田保育園 | 0186-73-2131 |
| 阿仁町立阿仁合保育園 | 北秋田市立阿仁合保育園 | 0186-82-3113 |
| 阿仁町立大阿仁保育園 | 北秋田市立大阿仁保育園 | 0186-84-2109 |
| 鷹巣町立北幼稚園 | 北秋田市立鷹巣北幼稚園 | 0186-63-0878 |
| 鷹巣町立西幼稚園 | 北秋田市立鷹巣西幼稚園 | 0186-62-2613 |
| 鷹巣町立鷹巣児童館 | 北秋田市立鷹巣児童館 | 0186-63-2436 |
| 鷹巣町立鷹巣西児童館 | 北秋田市立鷹巣西児童館 | 0186-62-1922 |
| 鷹巣町立太田児童館 | 北秋田市立太田児童館 | 0186-62-0156 |
| 鷹巣町立綴子児童館 | 北秋田市立綴子児童館 | 0186-62-1071 |
| 子育てサポート | 北秋田市立子育てサポートハウス | 0186-62-5557 |
| **8．医療施設** | | |
| 合川町立合川診療所 | 北秋田市合川国民健康保険診療所 | 0186-78-3161 |
| 阿仁町立病院 | 北秋田市立阿仁病院 | 0186-82-2351 |
| **9．福祉・保健施設** | | |
| 鷹巣町保健センター | 北秋田市保健センター | 0186-62-6666 |
| 合川町保健センター | 北秋田市合川保健センター | 0186-78-4272 |
| 森吉町保健センター | 北秋田市森吉保健センター | 0186-72-3455 |
| 阿仁町保健センター | 北秋田市阿仁保健センター | 0186-82-2113 |

| 旧　名　称 | 新　名　称 | 電話番号(問い合わせ先) |
|---|---|---|
| 森吉町基幹型在宅介護支援センター | 北秋田市基幹型在宅介護支援センター | 0186-60-5035 |
| 阿仁町養護老人ホームもろび苑 | 北秋田市立養護老人ホームもろび苑 | 0186-84-2444 |
| げんきワールド | げんきワールド | 0186-60-1335 |
| 鷹巣町地域福祉センター | 北秋田市地域福祉センター | 0186-63-2558 |
| 鷹巣町サテライトステーションつづれこ | 北秋田市サテライトステーションつづれこ | 0186-60-1260 |
| 鷹巣町サテライトステーションさかえ | 北秋田市サテライトステーションさかえ | 0186-62-4405 |
| 鷹巣町竜森地区コミュニティーセンター | 北秋田市竜森地区コミュニティセンター | 0186-66-2844 |
| ケアタウンたかのす | ケアタウンたかのす | 0186-60-1203 |
| 鷹巣町訪問看護ステーション | 北秋田市訪問看護ステーション | 0186-62-9976 |
| 鷹巣町老人憩いの家青葉荘 | 北秋田市老人憩いの家青葉荘 | 0186-62-2633 |
| ウェルフェアテクノハウス秋田鷹巣 | ウェルフェアテクノハウス秋田鷹巣 | 0186-60-1150 |
| 鷹巣町障害児通園施設 | 北秋田市もろびこども園 | 0186-62-3444 |
| フードセンターたかのす | フードセンターたかのす | 0186-62-5207 |
| サポートハウスたかのす | サポートハウスたかのす | 0186-69-9711 |
| 合川町高齢者生活支援施設 | 北秋田市合川高齢者生活支援施設 | 0186-78-5002 |
| 阿仁町母子生活支援施設 | 北秋田市母子生活支援施設 | 0186-82-2139 |
| 合川町老人憩いの家ことぶき荘 | 北秋田市老人憩いの家ことぶき荘 | 0186-78-3480 |
| 鷹巣阿仁広域市町村圏組合軽費<br>老人ホーム（大野台エコーハイツ） | 北秋田市軽費老人ホーム<br>（大野台エコーハイツ） | 0186-78-3561 |
| 鷹巣阿仁広域市町村圏組合大野台<br>老人福祉総合エリアひまわりの家 | 北秋田市大野台老人福祉総合エリア<br>ひまわりの家 | 0186-78-4025 |
| 森吉町生活支援ハウス | 北秋田市森吉生活支援ハウス | 0186-72-5522 |
| 森吉町老人憩いの家寿荘 | 北秋田市森吉老人憩いの家寿荘 | 0186-75-3519 |
| 阿仁町高齢者生活援助ホーム | 北秋田市阿仁高齢者生活援助ホームあに福寿荘 | 0186-82-2139 |
| **10.　文化施設** | | |
| 鷹巣町大太鼓の館 | 北秋田市大太鼓の館 | 0186-63-0111 |
| たかのす風土館 | 北秋田市文化会館 | 0186-62-3311 |
| 鷹巣町胡桃館遺跡埋蔵資料館 | 北秋田市胡桃館遺跡埋蔵資料館 | 生涯学習課 62-6618 |
| 阿仁町郷土文化保存伝承館 | 北秋田市阿仁郷土文化保存伝承館 | 0186-82-3658 |
| みちのく子ども風土記館 | みちのく子ども風土記館 | 0186-62-2357 |
| 浜辺の歌音楽館 | 浜辺の歌音楽館 | 0186-72-3014 |
| 阿仁異人館 | 北秋田市阿仁異人館 | 0186-82-3658 |
| **11.　農業施設** | | |
| 鷹巣町七日市基幹集落センター | 北秋田市七日市基幹集落センター | 0186-66-2001 |
| 鷹巣町七座健康増進センター | 北秋田市七座健康増進センター | 0186-67-2529 |
| 鷹巣町綴子基幹集落センター | 北秋田市綴子基幹集落センター | 0186-62-1472 |
| 鷹巣町沢口林業センター | 北秋田市沢口林業センター | 0186-62-4829 |
| 鷹巣町北健康増進センター | 北秋田市北健康増進センター | 0186-62-4893 |
| 合川町立鎌沢生活改善センター | 北秋田市鎌沢生活改善センター | 0186-78-3360 |
| 合川町立西根田生活改善センター | 北秋田市西根田生活改善センター | 0186-78-3367 |

| 旧　名　称 | 新　名　称 | 電話番号(問い合わせ先) |
|---|---|---|
| 合川町立農村環境改善センター | 北秋田市合川農村環境改善センター | 0186-78-2114 |
| 合川町三里担い手センター | 北秋田市三里担い手センター | 0186-78-3377 |
| 合川町立農村運動広場 | 北秋田市合川農村運動広場 | 合川支所産業建設課 |
| 合川町森林総合利用野外ステージ | 北秋田市合川森林総合利用野外ステージ | 0186-78-2115 |
| 合川町休養休けい施設 | 北秋田市合川休養休けい施設 | 0186-78-3353 |
| 合川町林産物加工品等展示販売施設 | 北秋田市合川林産物加工品等展示販売施設 | 0186-78-2115 |
| 合川町立上杉あいターミナル | 北秋田市上杉あいターミナル | 0186-78-9290 |
| 森吉町前田基幹集落センター | 北秋田市前田基幹集落センター | 0186-75-2100 |
| 森吉町コンベンションホール四季美館 | 北秋田市コンベンションホール四季美館 | 0186-75-3188 |
| 森吉町構造改善センター | 北秋田市森吉構造改善センター | 森吉支所産業建設課 0186-72-3112 |
| 森吉町肉用牛育成牛舎 | 北秋田市森吉肉用牛育成牛舎 | |
| 森吉町ノ口川牧場 | 北秋田市ノ口川牧場 | |
| 森吉町地域資源総合管理施設アグリハウス | 北秋田市地域資源総合管理施設アグリハウス | 0186-72-5008 |
| 森吉町有機センター | 北秋田市有機センター | 森吉支所産業建設課 0186-72-3112 |
| 阿仁町農村環境改善センター | 北秋田市阿仁農村環境改善センター | 0186-84-2040 |
| 阿仁町農林漁業体験実習館 | 北秋田市阿仁農林漁業体験実習館 | 0186-82-2505 |
| 阿仁町山村開発センター | 北秋田市阿仁山村開発センター | 0186-84-2628 |
| 阿仁町農林水産物直売・食材供給施設 | 北秋田市阿仁農林水産物直売・食材供給施設 | 阿仁支所産業建設課 0186-82-2114 |
| 阿仁町肉用牛肥育集団施設 | 北秋田市阿仁肉用牛肥育集団施設 | |
| 阿仁町牧場 | 北秋田市阿仁牧場 | |
| 阿仁町林業研修センター | 北秋田市阿仁林業研修センター | |
| **12. 温泉・観光施設** | | |
| 鷹巣町営湯の岱温泉 | 北秋田市営湯の岱温泉 | 0186-66-2941 |
| ふれあい施設クウィンス森吉 | 北秋田市クウィンス森吉 | 0186-60-7000 |
| 国民宿舎森吉山荘 | 北秋田市国民宿舎森吉山荘 | 0186-76-2334 |
| 緑地広場妖精の森 | 北秋田市妖精の森 | 0186-76-2107 |
| 太平湖グリーンハウス | 北秋田市太平湖グリーンハウス | 森吉支所産業建設課 0186-72-3112 |
| 打当温泉マタギの湯 | 北秋田市打当温泉マタギの湯 | 0186-84-2612 |
| 阿仁町花菖蒲園 | 北秋田市阿仁花菖蒲園 | 阿仁支所観光振興課 0186-82-2117 |
| 阿仁町遊遊ガーデン | 北秋田市遊遊ガーデン | 0186-84-2105 |
| 阿仁町熊牧場 | 北秋田市熊牧場 | 0186-84-2626 |

# 北秋田市ガイドブック

編集・発行／鷹巣阿仁地域合併協議会